

第 9 回 栗 原 地 域 合 併 協 議 会 会 議 録

召集年月日	平成15年12月11日(木曜日) 午後2時00分			
召集の場所	金成町けやき会館			
開閉会の日時 及び宣告人	開会	平成15年12月11日(木)午後2時05分	会 長	菅 原 郁 夫
	閉会	平成15年12月11日(木)午後5時08分	副会長	千 葉 徳 穂
出 席 者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	会 長	菅 原 郁 夫	委 員	菅 原 登
	副 会 長	千 葉 徳 穂	"	高 橋 光 治
	"	佐々木 幸一	"	遠 藤 實
	委 員	大 関 健 一	"	茂 泉 文 男
	"	中 嶋 次 男	"	長 谷 川 厚 子
	"	佐 藤 覚 次 郎	"	白 鳥 英 敏
	"	山 田 悦 郎	"	三 浦 徹 也
	"	葛 岡 重 利	"	中 嶋 太 一
	"	佐 藤 小 弥 太	"	高 橋 伸 幸
	"	鹿 野 清 一	"	佐 藤 多 恵 子
	"	佐 藤 千 昭	"	武 田 正 道
	"	鈴 木 守	"	海 老 田 慶 子
	"	高 橋 義 雄	"	白 鳥 文 雄
	"	千 葉 久	"	山 村 喜 久 夫
	"	太 斎 俊 夫	"	佐 々 木 昭 雄
	"	石 川 憲 昭	"	須 藤 國 男
	"	大 内 朗	"	須 藤 茂
	"	小 岩 誠 二	"	伊 藤 竹 志
	"	菅 原 佑	"	後 藤 和 廣
	"	中 鉢 泰 一	"	飯 田 明
	"	石 川 正 運	"	白 鳥 一 彦
	"	加 藤 雄 八 郎	"	千 葉 和 恵
	"	千 葉 伍 郎	"	中 條 彦 登
"	佐 藤 幸 生	"	佐 藤 利 郎	
"	佐 藤 重 美	"	藤 橋 俊 五	
"	佐々木 幸男			

欠席者	委員	鈴木国雄		
その他出席者	幹事長	大場秀也	計画第1班長	高橋正淑
	副幹事長	佐藤重博	計画第2班長	菅原昭憲
	総務部会長	高橋健一	調整第1班長	鈴木秀博
	企画財政部会長	佐々木久	調整第2班長	小野寺桂一
	保健福祉部会長	後藤伸平	総務第1班員	武田利喜夫
	産業部会長	高橋勝美	総務第2班員	佐々木貴徳
	事務局長	鈴木正志	総務第2班員	伊藤大輔
	次長(計画担当)	二階堂秀紀	計画第2班員	高橋一人
	次長(調整担当)	千葉浩文	調整第1班員	千葉和義
	次長(調整担当)	濁沼栄一	調整第2班員	二階堂賢
	総務第1班長	千葉雅樹	調整第2班員	高橋良通
	総務第2班長	小野寺世洋	調整第2班員	栗原聡
会議の概要	別紙のとおり			
会議録署名委員	委員	高橋光治	委員	遠藤實
傍聴	一般 62名 報道 9社			

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 挨拶
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 協議事項
 - 協議第28号 商工観光関係事業について
 - 協議第29号 保育事業について
 - 協議第30号 保険関係事業について
 - 協議第31号 第3セクター等の取扱いについて
 - 協議第32号 地域交通事業について
 - 協議第33号 国際交流事業について
- 6 提案事項
 - 協議第6号の2 商工観光事業について
 - 協議第34号 新市の名称について
 - 協議第35号 財産の取扱いについて
 - 協議第36号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 7 その他
- 8 閉 会

1. 開 会 午後2時05分

○鈴木事務局長 委員の皆様ご着席のほどをお願いしたいと思います。

開会に当たりまして、冒頭で会長よりご報告等がございます。よろしくお願ひいたします。

○菅原会長 第9回の栗原地域合併協議会の開会を申し上げまして、開会前でございますが、会長として委員の皆様方にお詫びを申し上げながら、ご報告申し上げなければならない事件がありましたので、ご報告をさせていただきます。

と申し上げますのは、栗原地域の合併協議会の事務局職員の不正事件であります。この不正というのは会計処理上における私的流用の件であります。協議会におきましていろいろと各委員の皆様方には小委員会なり、なおかつまたいろんなことで大変ご苦勞をおかけいたしております。こういう最中にありましてこういう事件を申し上げるということ、会長まことに忍びなく、そしてまた申し訳なく存ずる次第であります。

経過を申し上げます。

事務局におきまして、この会計事務がどうしても滞っておることがございまして、局長以下これらの事務停滞について調査を行ってまいりました。その中にありまして、その会計事務の間におきまして協議会の公金が職員の一人が流用しておったということが発覚をいたしました。逐次通帳なり証票書類なり、こういうものと突き合わせながら職員から聞き取りを調査いたしました訳でございます。結果的には341万5,000円という協議会の金が私的に使われておったということ、こういうことが生じたので、協議会の会長といたしまして当該職員を12月1日付をもちまして所属町の、金成町でございましたので所属町に職務替えをいたしまして、これを金成町の職員ということで職務替えいたしました。結果的には金成町におきまして種々調査をいたしまして、その当該職員に対しまして処分が行われたことの通知がございました。

なお、また、この使途不明金につきましては、12月1日付をもちまして全額当協議会に返済をされております。しかし、返済されたとはいえ、一時このような不正事件があったということ、これはまことに会長としても皆様方に申し訳なく存じます。

なお、こうした事態に至ったことは、当然事務局職員等の管理監督、こういうものの不行き届きもありました。そういうことで、事務局職員に対しましては綱紀肅正の通達を行うとともに事務局全体の管理監督を厳しく行うようにということで、事務局長の監督不行き届きにつきまして会長として局長に対し戒告の処分をいたしました次第であります。

なお、また、あわせて担当する次長及び班長に対しましても口頭による厳重な注意処分ということにいたしました。

このことにつきましては、既に今朝の河北新報上で報道がされております。決してこれは会長としてこれをいささか隠すというふうなことは決してありませんでした。きょうの協議会には必ず報告をいたしたいというようなことで考えておりましたし、なお、また5日に行われました合併町村会におきましては、この事実を町村会に報告をいたしました次第でありました。

以上、このような不正事件がありましたことに対しまして、会長として一生懸命頑張っております委員の皆様方に大変申し訳なく、お詫びを申し上げる次第であります。申し訳ありませんでした。

以上、この事件についてのご報告を終わらせていただきます。

○佐藤金成町長 金成町長の佐藤でございます。ただいま会長さんのお話にございました、この度の合併協の不正事件につきましては、派遣職員は金成町の職員でございました。まことに合併協の公金に手をつけたということに対しましてまことに申し訳なく、郡民の皆さん、そして合併協の委員の皆さん方にまことに申し訳なく、心からお詫びを申し上げる次第でございます。

なお、当事者に対しては懲戒免職ということで処罰をいたしております。関係課長には訓告、そして親睦会の事務長等々の代表には厳重注意ということで処分をいたしております。

まことにこの不祥事件、申し訳なくお詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。

○鈴木事務局長 それでは、第9回の協議会の方に入らせていただきたいと思います。

開会前に資料の確認を行いたいと、お願いしたいと思いますが、本日配付してございます資料は、次第、それから協議会委員の名簿、小委員会名簿、それから協議第6号の2、それから新市の名称について、協議第34号 財産の取扱いについて、協議第35号 農林水産関係事業（その1）について、協議第36号 一般職の職員の身分の取扱いについてという資料を配付してございます。また、本日は前回提案いたしました協議第28号から協議第33号までの資料を使用したいと思います。

それから、傍聴の皆様も含めてお願いでございますけれども、携帯電話につきましては、電源をお切りになるかマナーモードにさせていただきたいと思います。

それでは、ただ今より第9回栗原地域合併協議会を開会いたします。

2. 委嘱状交付

○鈴木事務局長 初めに、去る11月16日、若柳町議会議員選挙が行われまして、今回新たに委員となられました方、そして再任された委員さん方をご紹介申し上げ、新委員さんに委嘱状の交付を行いたいと思います。

名簿番号でご紹介申し上げますが、このたび議会議長となられ、委員として再任されました高橋義雄委員さんでございます。名簿番号が13番になっております。

それから、新たに委員となられました若柳町議会副議長 加藤雄八郎様でございます。委員名簿が22番というふうになってございます。

それでは、新たに協議会委員となられました加藤委員さんに会長から委嘱状の交付を行います。

なお、発令年月日については、12月1日付となっております。

〔委員に対し委嘱状の交付〕

○鈴木事務局長 なお、あわせまして小委員会の委員の異動もございましたので、ご覧いただきたいと思いますけれども、高橋議長さんにつきましては、引き続き議員定数等の小委員会に所属することとなりました。加藤委員さんにつきましては、事務所の位置の検討小委員会に属するということとなりますので、ご了承願いたいと思います。

3. 挨拶

○鈴木事務局長　それでは、当協議会会長であります菅原会長より改めてご挨拶を申し上げます次第でございます。

○菅原会長　第9回の栗原地域合併協議会の開会をいたしました。師走を迎え、何かとご多用の中、委員各位にはご出席を賜りましたし、なおかつ、また各町村、既に12月の定例議会、終了した町もあります。これから開会する各町村、多数であろうと存じます。そういういろいろと多忙の中、きょうは協議会ということで、委員の皆様方には大変ご苦勞をおかけいたしました。よろしくお願いを申し上げます次第でございます。

なお、また、先ほど開会冒頭でございましたが、不正事件等についてご報告をいたしました。まことに申し訳なく存じます。今後かかることのないように、なお会長ともども事務局職員、綱紀肅正に努めましてこれからの事務に当たって委員の皆さんの大変なお働きに報いてまいりたいというふうに考える次第でございます。

さて、きょうの協議事項につきましては、協議第28号から33号まで6ヶ件の協議事項がございます。内容等、こうして見ますと大変難しい協議事項も中にはあるようでございますので、委員の皆さん方には何かとひとつお勉強賜りまして、できるだけスムーズな運営に努めていきたいというふうに会長は思っておりますので、委員の皆様方にも何かとご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます次第でございます。

なお、また、提案事項といたしまして、これは次期、第10回の協議会にお諮りを申し上げるというようなことで提案事項、これから説明をいたす訳でございますが、協議第6号の2 新市の名称について、これは小委員会に付託をいたしまして新市の名称をいかにするかというふうなことについて、鋭意小委員会を開会願いまして今日まで努力をしていただきました。その結果、委員長から会長あてにそれらの報告がなされておりますので、これもまた協議事項終わりました後にこれらについても提案申し上げてまいりますので、ひとつ委員の皆様方にもよろしくお願いを申し上げまして会議に入らせていただきたいと思っております。

なお、また、12月1日から当協議会委員として若柳町の高橋・加藤両委員には今後当協議会の委員としていろいろとご尽力賜りますことをあわせてお願いを申し上げながら会長からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願います。

○鈴木事務局長　それでは、これより協議に入りますけれども、本日欠席の届け出は学識委員さんであります宮城県総務部副参事の鈴木国雄委員1名となつてございまして、協議会規約に定めます定足数に達しておりますので、直ちに会議に入りたいと思っております。

議事進行については、規約どおり菅原会長をお願いをいたしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長　それでは、早速でございますが、ただいまから第9回栗原地域合併協議会の開会を宣言いたします。

本日の会議日程は、皆さんのお手元に配付いたしております会議次第の順に従いまして進めてまいりますので、よろしくお願います。

4. 会議録署名委員の指名

○議長 4番目の会議録署名委員の指名についてでございますが、例によりまして、会長から指名することにしてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 はい。異議なしの声が多数です。

それでは、会長から例に従いまして指名をいたします。金成町の高橋光治委員、志波姫町の遠藤 實委員の2名の方を指名いたします。よろしくお願ひしたいと思います。

5. 協議事項

○議長 それでは、早速でございますが、これより協議に入ります。

協議第28号から33号まで、これは第8回の協議会の際に内容等事務局の方から説明をいたしております。直ちに協議各号に従いながら協議に入ってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

協議第28号 商工観光関係事業について

○議長 それでは、協議第28号 商工観光関係事業についてを協議議題に供します。

この協議議題についても、既に先ほど来申し上げましたように説明が終わっております。このことについて、持ち帰りまして委員の皆さん方にはいろいろとお勉強賜った次第であります。直ちに質疑に入りたいと思います。

協議第28号 商工観光関係事業についての質疑を許します。どなたか質疑ございませんか。高橋委員。

○高橋義雄委員 若柳の高橋でございます。

この協議第28号の商工観光関係事業についてでございますが、前回の協議会において説明をいただいておりますので、内容については把握いたしてございますが、1点だけ申し上げておきたいなと思ひまして、今質問といひますか、意見として申し述べさせていただきたいのですが、この関係事業の5番目でございます。企業誘致事業についての文言であります。企業誘致事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、奨励・支援措置の充実を基本に新市において調整するものとする、という文言でございます。このことにつきましては、全く異論はない訳でありますけれども、一つ、この内容だけを、これだけを読みますと新市になりまして栗原が一つになった後の企業誘致事業でございまして、これではちょっと積極性に欠けるのではないかと。企業誘致事業についてですね、もうちょっと積極的な文言を盛り込んでいいのではないかと、そういう感じがしたのでございます。でありますので、この企業誘致事業についてのですね、何といひますか、新市において積極的な企業誘致を図る旨の文言の挿入はできないものかどうか、その点についての意見でございます。以上です。

○議長 ただいま高橋委員から意見ということで申されましたが、事務局でその内容等について何か考えがありましたら答弁願ひます。

○濁沼事務局次長 お答えします。今の5番目の企業誘致事業についてであります。これは奨励・支援措置の充実を基本ということにさせていただいております。これは具体的にどのような事実かということかと思いますが、これは新市の組織体制も絡んでくる部分があります。今、総務部会の中で議論されている組織体制の中に、この企業関係、これは工業も含めてであります。これは10カ町村の中で工場誘致なりの組織を独立的に持っている町村はないということで、これはまだ検討中でありまして、やはり新市においては工業振興等が非常に大事な位置付けになるだろうということで、組織の検討の中にその専門課なりを置いてですね、新市の工場誘致、これは既存の工場も含めてでありますけれども、積極的に対応していくというようなことが今総務の部会の組織の中で議論されております。以上です。

○議長 高橋委員。

○高橋義雄委員 説明については、理解をいたしました。とするならば、ここの文章の部分がちょっとこのままでは弱いのではないかという感じがします。もう少し積極的な文章表現をしていただきたいのだなあと、そのように感じましたので申し上げました。せっかく栗原郡が一つになりまして合併して、より高い水準の市を目指すということになるのであればですね、雇用の拡大なり若者の定住なり、大切な大きな柱になるはずでございますので、その点について、どうぞ積極的なお考えを持って進めていただきたいと、このように思う訳でございます。これにつきまして、何かありますればお話をいただければと思います。このことについては、この文章については、もうちょっと積極的な文章表現をしてほしいと、こういうことでございます。

○議長 今、高橋委員から工場誘致についての奨励策、これをもっと積極的に文章に表してもいいのではないかという発言ですが、結果的には新市になりますと企業立地促進条例というんでしょうかね、こういうものを新市でもって設置をいたしまして奨励措置を講じていくものであろうと存じます。いずれ新市になりまして、この条例を制定する際にあつては市長及びこれから選任されると思われまして議員各位、いずれ栗原郡の今までとっております最高のいわゆる奨励措置、こういうものを例にしながら条例制定にあいなろうと存じますし、いずれそのような内容でひとつこれから進めてまいるのであろうと存じますが、いかがでしょうか。これでご了承願えませんでしょうか。いいですか。はい。

そのほかございませんか。石川委員。

○石川正運委員 築館の石川でございます。

協議28号の4番目、いわゆる勤労者福利厚生については、若柳町の例により合併時まで調整しております。これは何かといいますと、いわゆる定住促進に資するためにというようなことでこういう形の中でやっておられます。これは10カ町村で若柳町さんだけのようでございますが、この新市、調整をしますとありますけれども、過般の説明の中では記憶違いとは思いませんが、制度を存続するというような説明もありました。だとするならばですね、この中で調整をどう図っていくのか。そして、この事業、私は本当に定着させてもいいのではないかと思いますけれども、このことについては、どういう形の中で調整をしようとしているのかお聞きしたいと思います。

○議長 石川委員に答弁。事務局。

○濁沼事務局次長 これは前回の提案理由時にも説明をさせていただきました。この「若柳町の例に

より調整する」という部分については、これは勤労者ライフローンにつきましては、10町村が既に同一条件内容で制度化しております。それに加えまして若柳町が独自に実施しております勤労者住宅取得促進奨励金、この部分も含めて新市において制度を存続することとするということで、これは全ての新市の部分でですね、若柳町のこの制度を新市の制度として継続するということとなります。

○議長 はい、石川委員。

○石川正運委員 だとするならばね、調整、いわゆる字句の問題なんですけど、調整ではなくてやっぱり引き継いでいくということでしょう。調整っていいますとやはり存続を含めた、あるいは方法論の調整というような理解もする訳ですけども、この「調整」ではなくて「存続」という字句はどうなんでしょうね。

○議長 そのことについて、事務局。

○濁沼事務局次長 これはこれまでもいろんな協定項目の中でご説明をさせていただいています。この調整をするという部分については、含みとしては統一するというふうにご理解をさせていただきたいということでお話をしております。そういう内容からいいますと若柳町の例により統一というふうにご理解で結構かと思えます。

○議長 よろしゅうございますか。はい。

そのほかございませんか。なければ、商工観光関係事業については、原案をもって可とするということで決定してまいりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 それでは、協議第28号 商工観光関係事業については、原案をもって承認するというように決定をさせていただきます。

協議第29号 保育事業について

○議長 続いて、協議第29号 保育事業についてを協議議題に供します。

保育事業、大変細かいところまで資料が出ております。いろんなことで皆さん持ち帰って勉強賜ったと思いますが、いろいろと細かい点もありますので、ひとつこの辺お勉強賜りました内容について、またこうあった方がいいのではないかとといったようなご意見、ありましたら質疑を許します。千葉委員。

○千葉伍郎委員 協議第29号の保育事業についてですが、ページ、資料ページ1ページの(2)の保育料については、別紙のとおり新市において速やかに調整をするということになっておりまして、別紙を見ますと、別紙は3ページですが、3ページの資料を見ますと基準額の右隣に「案(円)」となっております。こういう方向でまとめていきたいということなのかどうかですね。これはどこの例によるじゃなくてこういう方法にいききたいという考え方なのかどうかですね。保育料の本当に身近な問題ですから、この「案」の持つ意味をちょっとお聞かせをいただきたい。

○議長 千葉委員から今質問がございました。このことについて、事務局答弁して下さい。

○千葉事務局次長 ただ今のご質問につきましては、そのとおりでございまして、この「案(円)」となっておりますが、この方向でいきたいというものでございます。

○議長 千葉委員。

○千葉伍郎委員 だとするならば、ここに具体的に数字を出した訳ですから、この文章は、速やか

に調整するという文章はどうして必要なのでしょう。後はこれ以外の数字の関係で議論の幅があつて速やかに調整しなくちゃならないという、今事務局で速やかに調整しなければならないという内容について、差し支えなければお答えいただきたい。

○議長 　ただ今の質問に答弁して下さい。

○千葉事務局次長 　お答え申し上げます。

その件につきましては、上水道事業の関係でも申し上げましたとおり、激変緩和と申しますか、その基準額よりも上がる町村につきましては、段階的に引き上げていくということで、そういった意味で文、字の使い方は同じだと思いますが、そういった意味で速やかに調整するという表現をさせていただいております。

○議長 　はい、どうぞ。

○千葉伍郎委員 　資料を見ましてね、当該町村で、ああなるほどというだけで済まされる問題ではありませんので、例えば今言ったこの資料を見ますと、志波姫の場合は1, 800円上がるんですね。一迫も。あるいは花山が900円。激変緩和措置を講じていくんだということになりますれば、どういう形でこの数字が、何年間の間にどういう形で数字が動いていくものなのか、私は他の町村に目を向ける必要がないとは思いませんで、非常に興味を持っています。したがって、激変緩和措置を講ずるのは結構でございますが、何年間にどういう形で、どっかの町を例にとって結構ですから、一番開きのある志波姫・一迫などを例にとって、どういう考え方で激変緩和措置を何年ぐらいの間にどのような形で行っていくかとお聞かせをいただきたい。

○議長 　事務局、このことについて分科会等で検討した例がございませんか。その内容等含めてひとつお知らせ下さい。

○濁沼事務局次長 　新市において速やかに調整するという内容であります。これはこの調整金額よりも既に現行10カ町村の中で高い町村があります。それから低い町村があります。この調整金額よりも高い町村については、合併時に低い金額にすぐに引き下げます。それから、この金額よりも低い町村については、段階的に調整すると。段階的にとは具体的にどういう内容かというお話であります。これはここに「速やか」という文言を入れさせていただいております。速やかに調整する。これはこれまでの協議会の提案理由の中でもご説明しておりますが、3年をめどに、長くても3年以内に調整を終えるという部分があります。そういうことで金額的に較差がない町村については1年で調整する町村が出てきます。それから、調整金額に余りにも較差がある町村については、段階的に調整すると。年数からいきますと3年を目途に調整を終えるということでもあります。

○議長 　千葉委員、よろしゅうございますか。

はい、どうぞ。高清水の太齋さん。

○太齋俊夫委員 　高清水の太齋です。

協議29号の保育事業、2番目の特別保育事業についてお伺いしたいと思います。延長保育、乳児保育、一時保育、子育て支援センターについては、当分の間現行のとおり新市において速やかに協議するというところでございます。高清水の幼稚園・保育所も政策として、町の政策として延長保育あるいは1次保育、子育て支援センターについては町の政策として取り上げております。このことについては、後退のないような協議をしていただきたいなど、このように思う訳でございます。

今、少子化がどんどん進む中で若いお母さん方におかれましては、この子育てをどうするのか、どう町が取り組んでくれるのかということで大変関心を持って事業でございますが、先般の第8回の合併協で、一迫町で行われたこの会議の中で志波姫の遠藤委員が学校教育の中で幼稚園の延長保育を取り上げました。当然志波姫町といたしましては、この延長保育、若いお母さん方が大変大事なことだということで町の政策として取り上げてる訳でございますが、私はそのことに対しても大変同感するものでございます。今、私たち高清水でございますが、幼稚園の幼保教育の一元化ということで幼稚園・保育所合築を進めております。そして、この事業が大変町民の皆様、そしてまた若いお母さん方から好評でございますが、こうした事業はこれからの少子化の時代の中で大変大きく取り上げなければならない事業じゃないかなと、このように感ずる訳でございます。合併協の分科会あるいは専門部会、幹事会の中でこうした新市の中で幼保教育の一元化等々について話し合いがなされたか。そして、また、このことについて役員の方々、そしてまた会長としてこのことについてお考えがあればお答え願いたい、このように思います。

○議長 はい、事務局。太齋委員の質問に対しまして的確な答弁をして下さい。

○濁沼事務局次長 これは、この資料を見ていただくとわかりますけれども、延長保育、それから乳児保育、一時保育、子育て支援も含めてですね、実施をしている町村と実施をしてない町村があります。それから実施をしている町村の内容もちよっとまちまちであります。やはりこれは新市になった場合ですね、やってる地域、それからやらない地域、これは住民の平等性からいっても問題があるだろうということで、これはやってない町村を含めて実施の方向で調整をするということでもあります

ただ、これはいろんな施設の関係、それから職員の職員体制の問題等もあります。そういうことで、これは速やかに調整、また先ほどの「速やか」という言葉を使わせていただきました。これも先ほど言いました早い時期の3年を目途にですね、これは全市で実施をするという方向で検討をさせていただいてます。

○議長 はい、太齋委員よろしゅうございますか。

○太齋俊夫委員 ただ今説明いただきましてわかったんですが、幼児教育の一元化については、幹事会の中では全然話が出なかった訳ですか。そのことだけお聞きいたしたいと思います。

○議長 はい、事務局。

○千葉事務局次長 分科会、それから部会の方での協議内容でございますが、これは必要性については協議なされておりましたが、新市において協議は必要だと。ただし、その具体的な中身の協議までは至ってございません。以上でございます。

○議長 よろしいですか。

はい、加藤委員。

○加藤雄八郎委員 私は保育時間については合併時まで調整するというにお聞きをしたいと思っております。

まず、若柳町では保育時間・7時30分から18時30分。これはどの町でも大体今7時30分から17時30分、45分とか18時、6時までですね。ただ、かつてですね、大体が保育所というのは8時から5時半ころまでだった。若柳も。それは公務員さんの勤務時間に合わせた保育時間になっていった。しかし、今私立の方はですね、6時まで普通やってるんですよ。そうしますとね、ここの6時半こ

ろまでやってもらわないと、今離婚して子供を育てる方々、それから土曜日でも7時30分から18時30分まで、必要がある訳です。今までは保育所に入れても、じいさん、ばあさんに見てもらうからいいやという話になってきたんだけど、今現実には切実になってきてる。そういう時にやはり保育時間の考えも考慮していただかなくてはならないし、もう一つ、この時間を合併時まで調整するというのはいつまでなのかお聞きしたい。なぜなら、今言ったとおりですよ、6時まで勤めてる。土曜日も勤めてるという人たちに対してはですね、合併の間に募集要綱が決まるからいいんですよということでは困る。やっぱり早目に募集要綱を決めなくちゃならないと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長 加藤委員に対する答弁を下さい。

○千葉事務局次長 お答えいたします。

この協議につきましては、協議状況につきましては、ただ今委員さんおっしゃられた7時半から18時30分ということで、基本的には11時間という協議はなされてございます。ただ、土曜日の保育時間、資料の方を見ていただくとわかりますが、若柳町さんが8時30分までということでやってらっしゃいます。（「18時だろう」の声あり）失礼しました、18時30分までということでございますけれども、この辺につきましては、最終的には人員配置の関係もございましてこういった合併時まで調整するというふうに文言整理させていただいておりますが、もちろん募集要綱等もございまして、合併時ぎりぎりという話ではございません。その調整につき次第お示ししたいというふうに考えてございます。

○議長 加藤委員。

○加藤雄八郎委員 うちの方の町長はね、この保育事業に随分力を入れてます。で、18時、土曜日でも6時30分までやってるというんでね、定員60人の保育所に66人、それから90人には94人入ってる。各町村のを見ると保育所も満杯になっていないところがある。やっぱりサービス体制も必要ではなかろうかと思うんで、ひとつご配慮願いたいと思います。終わります。

○議長 はい。そのことを十二分に事務局の方で考慮して下さい。

はい、白鳥委員。

○白鳥英敏委員 築館町の白鳥です。

今、皆さんのいろいろな質問を聞いてちょっと、ふっと思ったんですが、新市になりますと一つの町というか市ということで、私の住んでる築館町は北保育所、東、あと西と3つある訳ですが、自分の職場の都合上とかそういった都合でどちらの保育所を選ぶこともできるわけなんですけれども、新市になりますと例えば栗駒町の方が築館に勤務されてるとなれば築館の保育所にお願いした方が送り迎えの都合上いいのかなと、そういった問題も出てくると思います。その辺でどういうふうに、偏り等々がもしかしたら起きるのかなと今ちょっと……。サービスの面とかいろんな面もございまして、そういった点もあると思いますので、その辺の調整等々はどのようにお考えかお聞かせ下さい。

○議長 白鳥委員に答弁。

○千葉事務局次長 その辺、例えば特別事業の関係で乳児保育、それから一時保育、そういった面、やってない部分につきましては、ある程度拠点化も必要なのかなというふうに部会の方では協議なされております。

というのは、本当に全ての保育所で特別保育事業が必要なのかという協議もなされてございます。そ

ういった意味で新市において特別事業……（「そうじゃないんだ。そういう意味じゃないんだ、今のは。栗駒の人が築館の保育所に入れられるのかと、職場の都合で」の声あり）済みません。大変申しわけございません。広域入所の関係でございますが、これは現段階でも行っている状況でございますので、これにつきましては、十分新市でお互いの保育所に行き来するというのは想定されるということでございます。

○議長　これはどこの保育所に入所しても市になれば結構ですということになると思います。よろしゅうございますか。はい。

そのほか、保育事業についてご質疑ありませんか。高橋委員。

○高橋光治委員　金成の高橋です。

保育料の関係でお尋ねをいたします。(2)の保育料、別紙のとおり新市において速やかに調整する。栗駒の千葉さんと同じような内容にちょっとなる部分もありますが、資料を見ますと金成町の部分、標準から見ますと押しなべて保育料が上がるというふうに思います。私が見るには金成町とか志波姫町は上がる方が多いんじゃないかと。特に3歳児未満、3歳児、3歳児以上と分かれてますが、皆さんも資料お持ちだと思いますが、4階層以上のところが金成町ですと6,000円も4,000円も600円も上がっていくような状況でございます。これらは先ほどの説明を受けますと新市において速やかに調整ということでありまして、下がる方はすぐ下げるということですが、上がる方の段階、3年を目安にはよろしいんですが、押しなべて金成町のように保育料が上がるということは当町におきましても子供は地域の宝ということで保育料をいっぱい下げるような状況でですね、一生懸命保育事業を進めていくと。これが上がっていくということになれば町民皆さんからのご理解がなかなか得られない状況にあるというふうに私は思うんでありますが、それらに対して標準額からしてのあり方というものに部会などではどのような議論で異議がなされなかったのかどうか、この点についてお尋ねをします。

それから、速やかに調整という、この3年というお話でございましたが、上がる方からしますと速やかであろうがどうであろうが大変困った事態でございます。合併協の方で見てですね、上がる町村はこの表でどことどこというふうに理解をしているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長　高橋委員に事務局、答弁していただきます。

○濁沼事務局次長　お答えいたします。

この調整案に至った分科会、部会、それから幹事会での協議内容でございますが、それぞれ違った率、あるいは考え方ということで複数の試算を行ってきたところでございます。その中でですね、やはり個人負担金の額に10カ町村ということでかなりの開きがあるということでございまして、やはり財政的な面も考えなくてはいけないということもございました。そのことでですね、各町村の各階層の平均的なものをベースにですね、この調整案が協議されてきたという経緯がございます。その中で調整方法としては、先ほど申しましたとおり引き上げるになる町村につきましては、段階的に引き上げたいということで協議なされてございます。

それから、事務局の方でどの町村が全体的に上がるかという判断は大変難しいところがございまして、階層によってはマイナスになる階層、それからプラスになる階層の町村もございまして。全体的な率から申し上げますれば一迫町、それから志波姫町さんにつきましては、各階層で上がる数が多いのかなというふうに考えてございます。

○議長 高橋委員。

○高橋光治委員 金成はその中に入っていないようですが、私が見ますと4階層から6階層のところでは、5,000円・6,000円、その他の部分が上がっていくように見えます。こういうふうになりますと、当然一迫町さんや志波姫町さんも皆さん資料見てますから上がる側になるというふうに思います。これらはですね、これまでも料金の、その他の税の話をしたときに負担は低い方にサービスは高い方へと、こういうことをございました、保育料、このことにつきましても、上げられる町村側からすれば大変町民合意をとるのに大変苦勞する内容だということ、これをですね、ぜひご理解をいただきたいなというふうに思います。そうした意味では当町は保育料の部分については、相当安く事業、行政はやっていたんだなあとということで改めて感心をする訳ですが、この点についてはですね、3年ばかりではなくて少し町の特徴として速やかでない調整も必要ではないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長 今、高橋委員から確かにそのような考え、もつともであろうと思いますが、そのこと、やはり速やかにというのはあくまでも3年という事務局の考えには変わりはない訳ですね。

○濁沼事務局次長 これはいろんな部会の中で議論としては速やかにじゃなくて下げるところは一気に下げる、上げるところも一気に上げてもいいのじゃないかという議論も出ました。ただ、これは先ほど言いましたように新市の財政の関係も絡んできます。そういうことで、やはり較差がある町村については、一度に引き上げるという部分は、これは非常にまずいだろうと。先ほど言われましたように住民負担は低くという考え方があります。そういう中で、じゃどれぐらいまで延ばせるのかということではほとんどの部分については、速やかに調整すると。それが新市の住民の平等性の関係がありますから、これは速やかに調整をさせていただくということでもあります。

○議長 事務局の回答もなかなか苦しいようでございますし、また高橋委員からのご要望等もそのとおりであろうと思いますが、これでひとつ、どうでしょう。（発言者あり）じゃ、もう一度。

○高橋光治委員 私は速やかにというのをやってくれということではなくて、金成町の特徴としてですね、上げない方向性も検討してくれという意味の言い方だったんです。ただ、それではですね、10町村の合意もとれないでしょうから、今後いろんな部分でこういうところにぶつかりをしてくるんですが、こういう料金だのが上がる町村の大変苦しい心根というものをぜひ今後は理解をしていただかないと、速やかに調整という中身で「はい、そうですか」というだけにはいかないということだけ大きく発言をさせていただきたいと思います。

○議長 はい、わかりました。

石川委員。

○石川憲昭委員 一迫の石川でございます。

私の方も今、皆さんがおっしゃっていただきましたように全て上がるような状況でございまして、金成町さんはマイナスの部分もありますが、私のところはプラスの部分ばかりだということで、基準額が9,000円ということで、案が8,100円ということで、もともと一迫町では少子化対策の一環としてこういうふうに来てきたんだというふうに理解をしているわけなんです。そういうような関係で6,300円という他の町村より2,700円もマイナスしていた訳でございますけれども、これは今金成の高橋さん言ったように、やはり特徴あってこういうふうなことでやってきた訳でございまして、

速やかに、3年という幅については、やっぱりいろいろ我が町は、来年のことを言えばあれですけども、四十何人しか生まれない訳でございます、これを聞いた母親たちは「そんならとても子供は生めないよ」というようなことになりかねやしないかと思って心配している一人でございます。

こういったことでございますので、どうぞ特徴ある今までの施策をやってきた訳でございますので、この辺も十分考慮しながらこれから検討していただきたいというふうをお願いを申し上げたいと思います。以上です。

○議長　ちょっと待って下さい。今いろいろと確かに金成町、一迫町の引き上げ額が大きいということは、そのとおりなんで、このことを今ここでどうのこうのという確定はなかなかできないと思いますが、ご意見があったということはきちんと記録にとどめまして、これらを新市になってからどのようにやっていったらいいのか、これは新しくなる市長にも引き継いでいかなければならない大切な事項であろうと思います。このことについては、そのような方法を講じさせていただきたいというふうに思います。

次、遠藤委員。

○遠藤 實委員　志波姫町の遠藤です。

志波姫町と一迫のためにいろいろ議論して応援していただきますけれども、一つ考え方として激変緩和措置の考え方という、制度上ですね。仮に保育料でも授業料でも一番安いところに合わせて、それ以上の人を下げる場合には激変緩和措置という制度は使われないのでしょうか。それをまず1点お聞きしたいと思います。

そして、あとは大体平均的なものをもって新市に引き継ぐと、そして何ていいますか、現行制度を堅持しながら平均的なもので新市に引き継ぐんだというのが今までの対応の仕方のように感じますけれども、やっぱり平均よりも下のもの、福祉については、とにかく上に合わせると。手数料等については、下に合わせると、それが一つの合併の大きな意義がありますよという観点からいくと、激変緩和措置がそういうものに用途、使用されないのかどうか、そのあれをお聞きしたいと思います。

○議長　逆の立場、高いものを激変緩和措置で一概に下げないで順次下げて一番最低のものに料金を設定してはどうかという今のご意見です。このことは幹事会なり分科会で何か論議されませんでしたか。

○千葉事務局次長　この件につきましてはですね、先ほど来申し上げましたとおりですね、5つ、6つ、そういった違った試算もしてございます。それでどうしても一番低いところに合わせていくと新市での財政的な新たな負担というのがかなりな金額にのぼるということもございましてこういった額に、協議の結果としてこういった調整案となった訳でございます。以上でございます。（発言者あり）

○議長　もう一度、はい。

○千葉事務局次長　失礼しました。下がる分の激変緩和でございますでしょうか。これにつきましては、段階的に下げる方も下げたらいかがかといった協議もございました。ただ、下がる部分につきましては、一気に下げると。これはほかの協議の中でもあった調整方法でございますけれども、下がる部分につきましては一気に下げると。上がる部分については段階的に上げていくということで……。

○議長　暫時休憩をします。今、この場内の時計が55分です。3時5分まで休憩します。

午後2時55分 休憩

午後3時05分 再開

○議長 それでは、休憩中の会議を再開いたします。

事務局から答弁をいたします。

○鈴木事務局長 大変申し訳ございませんでした。遠藤委員さんから、いわゆる激変緩和措置の制度的な部分だったと思うんですけれども、ご質問ございました。これは一般的に合併に伴いまして公共料金等々に差がある場合、例えば低いところに設定した場合は一般財源の持ち出しが大分あるだろうと。そういうときに国の方では特別交付税措置としての措置がなされると。ただ、例えば現在今お話、提案申し上げております個別の保育料ではどうなんだ、幾らぐらいになるんだということじゃございませんで、これはトータル的にですね、全ての部分において調査た中で国の方では一定係数を掛けまして、その中で算出するものという制度はございます。

○議長 よろしゅうございますか。（「はい」の声あり）はい。

そのほかあとは、佐々木委員。

○佐々木幸男委員 この保育料、3歳時、3歳児以上の関係なんです、ご案内のとおり瀬峰町、第6階層・第7階層が特に高くなるというふうなことでございます。これまでも町村合併についてはサービスは高い方に、負担は低い方というふうなことでできた訳でありますけれども、なかなか財政的な問題もあってなかなかそうはいかないのだというのは私も十分承知している訳であります。ただですね、瀬峰町、3歳児以上になりますと1万5,900円ですか、これだけ上がりますよというふうになるんですね。そうしますと、果して瀬峰町のこういう子供さんをお持ちの親御さん方が合併してよかったなという認識になるのでしょうか。私はなかなかそうはいかないのではないかなというふうに思います。先ほど遠藤、志波姫の遠藤委員さんの方から話しあったんですが、この調整期間も二、三年を要するんだというふうな話でございますけれども、二、三年で1万5,000円、1万6,000円の較差を埋めるというのは、これはなかなか理解を得られるのは難しいのかなというふうに思いますので、そういった大きな較差ある地区については、ある程度の期間を設けながら、この較差を埋めていただければなというふうに思いますが、その点のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長 激変緩和措置、まさしく今事務局では3年というふうなことで速やかにというふうなことも話しておりますが、まさしくそのような多額の差額を引き上げる場合、3年ではなかなか困難であるというふうなこと、これらについては、何年、速やかにということになっておりますので、ここはよく検討させまして今後の課題として3年を4年、4年を5年といったような期間を設けさせて激変緩和措置を講ずるというふうな方向でもってこれをきちんと事務局の方で記録にとどめまして、そのような方法でもっていくというふうな方向でもってここを調整していきたいと思えますが、いかがでしょうか。記録にとどめるということではよろしゅうございますか。そんなことでひとつご了承下さい。

それでは、加藤委員。

○加藤雄八郎委員 結論出たような話にお話しするんですけれども、あのね、私はね、サービスは高く、料金は安く、そういう考えも一つありますけれども、料金を安くすることによって、やっぱり財政が逼迫してくることを考えれば、もらうものは当然もらう、減らすものは減らすというものが必要

だろうと思うんです。ここの保育料のね、皆さん間違っていると思うのはね、1階層から7階層まである。そのうちに、見てもらえばわかりますけれども、例えば若柳町は3万5,670円、それが案とした4万6,200円に1万530円は確かに上がります。しかしですよ、その所得の低い5階層から生活保護はただですけども、2階層までの考えは皆安くなってる。今まで、つまり所得のある人、公務員さんが2人で暮らしていると、当然所得がある。所得があるからここで減らしてきたのですよ。それをまたそのままというのはいかがなものか。やっぱり働いてる人は、この保育所に入れて、入って働いてるのでから、それなりの料金をもらう必要がある。例えば、花山では6万1,600円、1万5,400円安くなる訳でしょう。やっぱりそれらも考えて考慮すべきだろうと私は思います。まあ会長がそうおっしゃってるんですから、それらも含めて後で検討して下さい。

○議長 はい、わかりました。

保育料の調整については、今、会長、調整案を出しました。これは事務局の方できちんと記録をさせておいて新市に引き継いでいきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。

そのほか保育事業について質疑。金成の飯田さん。

○飯田 明委員 金成町の飯田と申しますけれども、2号委員の方から結構いろんな意見出たんですけども、私、ちょっと民間の立場といいますか、私、実は子供が4人おりまして、それで今いろいろと前回からの続きでこの保育事業等についてお話し聞いてたんですけども、できれば、これは意見になるかと思うんですけども、例えば幼保一元化という、そういう動きの中でもいろいろあるかと思うんですけども、例えばですね、年で子供が生まれるとか、あと私のように双子で生まれてしまうとか、そういう場合もあると思うんですよ。そういった場合に要するにこの地域としての子づくり支援という立場で考えれば、そういった形で2人目、3人目生むときに、例えば料金的なものを何割か安くとか、そういった関係の激変緩和とか、いろいろそういう言葉も出ましたけれども、そういった関係で対応する方法もあるのではないかなという気がしますので、そこら辺の部分もぜひ検討していただけないかなと思うんです。2人目、3人目、要するにこの地域は、もう過疎化・少子化が進んでる訳ですから、そういう部分では、やっぱり子供たくさん生んで欲しいというのはちょっと変な言い方かもしれませんが、そういった部分での、こういうふうにごこの協定項目出てきた内容以外のことで、例えば2人目、3人目が生まれてきたときにはそういった部分の料金体系、あるいはこの前手当かなんかでそれを上乘せするかとか、そういったような話もあったようにみえますけれども、そういった形の検討っていいですかね、調整方向も一応検討していただけないかなという気はいたしております。文面的にはこういうような協議の協定内容でよろしいのではないかなという気がしておりますけれども、以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。

ただ今のいわゆる子供さんが数多い家庭への取扱い、こういう点について何か論議した経過がございませんか。

○千葉事務局次長 協議の中身でございますが、そういった例えば2人目以降、3人目以降といった軽減措置でございますが、これは各町村現在も行ってございます。新市においても、当然例えば50%あるいは10%ということで、これは一応協議の中でも行われておりますが、新市においてもそ

の制度は続けていくという協議はなされてございます。

○議長 それは今の段階でも子供さん、3人以上の場合の子供さんはそのまま料金でなしに、その料金から何%引くというような条例、減免規定ですかね、こういうものが条例の中にあるということです。よろしゅうございますか。

そのほかございませんか。いいですか。

それでは、協議第26号 保育事業について、いろいろとご意見がありました。会長の調整案を含めて原案としてまいりたいと思いますが、これを可として了承することにしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 ありがとうございます。(発言者あり)失礼しました。協議第29号 保育事業については、原案を可とする旨決定してまいりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めて原案どおり決定して下さい。

協議第30号 保健関係事業について

○議長 続いて協議第30号 保健関係事業についてを協議議題に供します。

これも大変長い事項が入っております。このことについて質疑に入りたいと思います。質疑ございますか。質疑のある方。千葉委員。

○千葉伍郎委員 栗駒の千葉です。

この保健関係事業について、特に資料を見まして資料1ページの、1ページ、3ページ、6ページ、8ページ、16ページ、17ページ、この22項目、調整方針がございしますが、いずれもですね、合併時まで調整するという、保健事業関係は軒並み、提起をされております22項目がそういう事態になっております。専門部会あるいは各セクションで会議をやってきてですね、こんなにも意思統一をしっかりと、22項目がピタッと意思統一をして対応しているのは、私は初めて見たんですが、一体審議の仕方について何か問題あるんじゃないでしょうか。

例えばですね、1ページの③乳幼児健診のところ、ここに書いてありますように対象月齢3・4カ月児、10・11カ月に統一するものとし、というふうにあります、その他の内容についてはというと、ここではその他の、2のその他の内容についてはとなりますと、委託先の取扱いかなというふうにも思うんですが、これを見ますと私の町と金成町が宮城県の医師会のほかに岩手県立磐井病院等々の一関圏との契約がなされておまして、この辺の取扱いがここでいう「その他」の内容に該当するものなのかどうか。

それから、もう一つ④の、乳幼児もそうですが、④の1年6カ月児の健診、あるいは3歳児健診、これもその他の内容の、特に私の方の町は他の町村に比べまして約倍近い健診を、回数がある訳です。そのほかの町村は私の方と比べてみましても半分以下あるいは3分の1以下の健診回数になっています。その他の関係、ここの文章でいう「その他」の内容というのは、こういう健診の回数も含めた内容なのかどうかですね。その他の内容の項目別にちょっと意味合いがそれぞれ違うと思うんですが、その他の内容についての説明をしていただきたい。

○議長 千葉委員に答弁して下さい。

○**千葉事務局次長** その他の内容でございますが、ただ今委員さんから申されたとおり、委託関係の例えば医師会だったり病院だったり、そちらの方との協議も確かにその他の内容に含まれてございます。それから、1回、例えば④の1歳6カ月健診の回数の違い、これにつきましても統一が必要ではないかということで分科会、部会の方で協議なされております。

したがいまして、その他の内容、確かに一個一個見れば若干の違いはございますけれども、主に委託先との協議調整、それから回数等の調整ということで協議なされてございます。

○**議長** はい。

○**千葉伍郎委員** もうちょっとお尋ねをしますが、例えば乳幼児健診は志波姫は私の町と同じように12回です。その他の町村は6回以下と、こういうことになっておりまして部会の中でのその他の調整ということですから、これらは上に上方修正するのか、6回以下の方に下方修正をするという形で議論をされているのかですね。その辺は全然見えませんから、会議の専門部会等々の会議の流れについて、特に何回もくだいようですが、③、④、⑤については、私の町の方は他の町村に比べて典型的に回数が多くなっています。したがって、乳幼児の健康を維持する意味からも極めて大切なことであるし、今後の運営上の問題もありますので、ぜひその辺は専門部会の会議の流れについてもお聞かせをいただきたい。

○**議長** 千葉さん、今回数の取り方、ここに書いた、この意味を今説明させます。はい、どうぞ。

○**濁沼事務局次長** それでは、先ほどから回数、年幾らという部分を一つ例にとってご説明させていただきます。

栗駒の3歳児健診の一番回数の多い12回という回数なんですけど、これは対象が3歳5カ月から3歳6カ月児、この対象者は12回健診をするという部分ではありません。対象になった方を12回に分けてですね、やるという部分で、そのときに1回の人数がどれぐらいかということになるかと思えます。ここに対象になった方を1年に12回やりますよという部分ではありません。

○**議長** そのような回数なそうです。いいですか。一人の者を12回扱うということでないなそうでございます。

はい、どうぞ千葉委員。

○**千葉伍郎委員** わかりました。データの取り方なんでしょうね。そうすると、志波姫さんも同じような捉え方でいいんですか。12回というのは、人数が結構おりますので何グループかに分けて、実際本町の場合、私、大変聞くのは申しわけございませんが、本町の場合、グループ幾つに分けて、何人の対象者があってそういうグループに分けているのか、ちょっと聞かせて下さい。

○**議長** 細かい点わかりますか。はい、質問に対する答弁。

○**濁沼事務局次長** 具体的に、じゃ一回ごとに何人かという部分については、手元に資料がありませんのでお答えできません。ただ、例えば12カ月という部分については、毎月ですね、3歳児の健診をやっております。年6回については2カ月に1回ずつ、そういう健診をやっております。4回の部分については、3カ月に1回ずつそういう健診をやってますというふうになります。

○**議長** はい、どうぞ。

○**千葉伍郎委員** くだいようですけどもね、そうするとこれは一人の子供なら一人の子供の健診回数じゃなくて業務としてやってる回数がこの回数なんですよという意味なんですか。私、今その

ようにとれたんですね。そうするとね、ほかにもあるんでしょうけれども、私ちょっと特徴的に見えたものですから、何かやっぱり備考欄に書いてもらわないとね、こういう時間、本当にもったいない話ですよ、こんな話は。したがってね、両方の説明をするときに、そういうたぐいの問題があればですね、やっぱり補足説明をして欲しいなというふうに思います。以上です。

○議長 はい、わかりました。（「回答は要りません」の声あり）はい、ありがとうございました。
そのほかございませんか。高橋委員。

○高橋光治委員 人間ドック、その他の関係の項目であります。30歳から69歳までに対象年齢が下げられる部分は大変当町にとってはよろしいことだというふうに町民こぞって思っているところなんです、これらの保健事業の関係でですね、実は13ページだと思うんですが、保健関係の参考資料2の検診費用の30%負担の資料でございます。この理解の仕方なんでありますが、金成町の部分を見させていただきますと、基本健康診査が30%の部分ですから2,400円になりますよと、8,460円かかるのが2,400円の負担になりますよと、こういうことで統一をしていくと。同じように胃がん、大腸、その他料金の網かけの部分で統一をすると、こういうことのように理解をします。そうしますと、その下の金成町の国保の部分は0と、こういうふうになってます。花山さんもそうありますが、金成町は基本検査から胃がん、大腸がん、肺がんということで0ということになってございますが、これらはですね、これまた金成町、特徴ある事業というふうに申し述べたいんでありますが、各種検診に国保の方から補助を出してですね、国保の組合員が基本健康診査、胃がんの検診をする場合の持ち出しは0円になってございます。そうしますと、保健事業のこれだけの議論ではなしにですね、国民健康保険の事業の中での議論も付随して行われなければならないのではないかと私は思ってます。そうしますと、個別にされますと、保健事業、それから国保の加入その他、例にしますと、町民課その他の窓口業務、そして税の収納の税務課、これらがですね全体を網羅した中で、国保事業その他、健康事業という中での議論がされたのかどうか、この点についてお尋ねしますし、私が質問したように0というのは本町が国保加入者は補助をしていることによってよろしいのであって、社保の方は3,900円健康診査に出すと、こういう理解でよろしいのかどうか、この2点についてお尋ねします。

○議長 はい、高橋委員に対する答弁して下さい。

○千葉事務局次長 この表の、試算の表の見方でございますけれども、ただ今の高橋委員さんの方から申しられたとおりですね、0となってございますのは国保助成の部分を加味しての個人負担ということでございます。それで、他町村につきましても国保助成を行っている部分につきましては、その部分を加味した金額となってございます。それで個人負担の案の方に移りますが、こちらの方につきましては、他の部会との調整は行ったのかという話でございまして、保健福祉部会の中では、この案の中には金額も確定していないので、その部分は加味できないということになりましたが、国保分科会の方のただ今の進捗状況を聞きますと、国保助成につきましては新市でも考えているという協議経過でございまして。ただし、この金額を例えば金成町さんのこの案の中に国保助成の部分を加味するその金額がまだ決定していないということで、こちらの方につきましては保健福祉部会の調整案ということにさせていただいております。以上でございます。

○議長 はい、どうぞ。

○高橋光治委員 私は理解してるつもりなんです。当町の議員の方々や役場の職員も、とうにこれは理解してるつもりなんです、私が言いたいのはですね、合併の協議が保健事業、そして国保の運営事業というふうに分かれて提案をされるような状況にあります。そうすると、先にこれらですね、決定をされますと、負担の部分だけは金成町のように国保の部分は補助金でやった部分が負担を3割させますよということだけ決まって、後で国保の助成の部分がまだ議論なしにですね、進んでいくという、こういうことになるのではないかと。確かに最後にですね、それが補助として決まっていけば我が町の特徴ある国保運営事業が新市にも反映される訳であります、この点についてね、不安なんです。

なぜそれを言いますかという、本町は各種検診に3,900円の基本検査を初めまして2,500円、3,500円、ここにある0の部分についてですね、全部補助をしてございます。そうした中において、これは手前みそになりますかどうか、県内でも屈指の検診の受検率がいい町村ということで思っています。その結果としてもなんでございますが、これは14年度の医療費の実績で申しわけないんですが、金成町はですね、一人当たりの医療費、若人で35位、県内ですよ。その下は瀬峰町さんの49位なんです、退職者の関係も62位ということで下がってきてまして、若人・退職者を合わせた一人当たりの医療費はですね、金成町は若柳町さんの41番目に続いて県内50番目、19万9,087円で最高に郡内で安く上がっているんです。これは特徴あるですね、予防医学とか保健事業の推進があるのではないかと自負をしているんでありますが、これらの事業が見えない中で保健事業のここだけ議論をされるということは大変忍びないのでありまして、ぜひ関連する部分はですね、近いところで、保健事業出すのであれば国保の部分も一緒に出すとかという協議の仕方をしていただかないとですね、目に見えないような状況になるというふうに私は思いますし、金成町の皆さんもそう思っていると思いますが、この点について、もう一回答弁をお願いします。

○濁沼事務局次長 今回の部分についてはですね、これは1月の15日の第11回の協議会に国民健康保険事業の取扱いということで今、部会の方でいろいろ検討しております。

それから、この予防医学の関係ですか、これは国民健康保険事業の場合はですね、地方税の国保税の取扱いの関係も関連してまいります。これは既に地方税の取扱い、住民税等については協議会でご確認いただきました。ただ、国保税の問題、それから水利地益税、それから都市計画税、この3つの税についてはですね、地方税の取扱い（その2）ということで、これも第11回の1月に提案をさせていただくということで予定しております。この部分で先ほど言いましたように国民健康保険事業の取扱い、一緒にご議論をいただくのかなと。当然、この部分については、税の関係もあります。それから予防、これに事業として積極的に検診等を取り組むことによって間接的には国保税の税負担が軽減なるという部分に結びついてきますから、それを含めて今部会の方で検討されております。

○高橋光治委員 そうしますとですね、保健事業だけ今回提起されてますが、これをまた会長のように「提案どおり可」ということではなしにですね、国保の全体像がなかった中でないですね、我が町としてはですね、このような方向でいくということがなかなか示されないと。当然新市においてもですね、特徴ある事業の部分は保証されるんだよということであればよろしいんです。それは今度国保のですね、基金とかその他の持ち出しの部分も多々あると思いますので、これは後日また議論をさせていただきたいと思いますが、その点も加味してですね、本日協議を進めるということであれば理

解をさせていただきますが、その点について会長から一言いただきます。

○議長 はい、分かりました。まさしくこれね、国保の事業の中で個人負担分の軽減、いわゆる助成策、これは今事務局体制の中で考えておるようでございますので、国保税の事業内容が協議される際には、この辺も議論をしていただくというような方向で進めさせていただきます。よろしゅうございますか。（「はい」の声あり）

津藤委員。

○津藤國男委員 瀬峰の津藤です。

ドック検診のことでちょっとお尋ねをしたいんですが、11ページに脳ドック検診と総合検診、人間ドック、これが示されておりますけれども、栗原中央病院で鶯沢町さんと花山村さんの方で委託をされてる訳ですね。記憶の中ではですね、中央病院、たしか脳外科あるいはそれらの関連の施設がないように記憶してるんですが、これは委託をして実績はあるのでしょうか。

それから、栗原中央病院につきましてはですね、ご案内のとおり単年度で11億ぐらいの赤字というような形でですね、受けておりますけれども、これらの取り組みですね。ドック検診あるいはさまざまな検診について行うような形が形としてですね、出てくるのかどうか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○議長 ドック検診、これが中央病院でできるのかというふうな質問ですが、これはだれか分かるのかな。中央病院のいろんな内容、今ここで事務局体制からすると、まだ分からないそうです。中央病院で人間ドック、全部取扱えるのかどうかということについては、これは後でまた病院の中で論議していただくということでいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○津藤國男委員 これは委託先となっておりますけれども、これは委託をこれからしていくというような、そういう解釈でよろしんですか、そうしますと。

○議長 今ここに記入されてるのは、恐らく委託しておるということ……。

○津藤國男委員 しておるということでしょう。これは実績としてあるかないかというようなことを聞いてるんですけれども、実際あるんですか、ないんですか。

○議長 どうなんですか。

○鈴木事務局長 この脳ドックの部分の精密検査部分で中央病院の方に委託してるということでございます。これは中央病院にMRIという、いわゆる脳診断画像ですか、ああいう機械がございまして、そういうことで、関係町村では脳ドックについては中央病院の方に委託してるということでございます。

○議長 よろしゅうございますか。はい。

そのほか。よろしゅうございますか。（「はい」の声あり）

それでは、協議第30号 保健関係事業については、数多いことでございますが、これらについても内容は、この原案どおり可とする、了承するというところでよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

○議長 ありがとうございます。

それでは、協議第30号 保健関係事業については、国民健康保険事業が出てきた場合はまた論議をするということを条件にして、これを了承するというところでよろしゅうございますね。

(「異議なし」の声)

○議長 はい。それでは了承することに決定していただきます。

協議第31号 第三セクター等の取扱いについて

○議長 続いて協議第31号 第三セクター等の取扱いについてを協議議題といたします。

このことについても大分いろんな問題がない訳ではないと思いますが、まずご質疑をしていただきたいと思います。まず、それでは皮切りに石川さん。石川委員。

○石川正運委員 築館の石川でございます。

いわゆる第三セクターの取扱いについてでございますけれども、上段は省きますけれども、かかる資金については新市に引き継ぎ、管理運営は現行どおりとする、こういうことなんです、これを現行どおりにするといわれますと、この資料3ページ、参考資料3ページにあるとおりね、今郡内では7つの施設を第三セクターでやっておりますけれども、5つの施設の中でいわゆる14年決算だと思っておりますけれども、3億167万円の赤字になってますよね。それで、じゃもう2つの黒字の部分といいますと、2つで222万ほどなんです、この新市に引き継ぐということ、新市に引き継ぐっていいですか、いわゆる現行どおり管理運営を行いますよということなんです、この議論をまず聞きたいと思います。例えば、専門部会なり幹事会でこういう年間3億ほどの5つの施設で赤字を出すものを将来的にも持続をしてやっていこうと提案をされておりますけれども、この議論の背景をお聞きしたいと思います。

○議長 難しい質問です。事務局の方でそれら検討いたしましたか。どうぞ。

○二階堂事務局次長 それではお答えいたします。

この第三セクターにつきましては、資料の1ページにありますとおり町村以外の出資者もおる訳でございます。そういったことから、この10町村の協議の中で、そのセクターをどうするかこうするかといったところまでは話し合いをすることができないのではないかとといった点が、まず一つございます。

さらには、資料の2ページでございます。3ページの数字を今申し上げられましたが、そのようなそれぞれの収支状況の中にあっても、2ページのような地域の貢献度なり役割というものがあり、それぞれ貢献度、役割を果してきたといったそれぞれの第三セクターでございますので、ここの合併協議会の調整ということにつきましては、出資については新市に引き継ぐというものでございます。さらに先ほど申し上げましたとおり、10町村のみの協議では、この管理運営をどうするかといったことは、当然話を決めるということではできません。いわゆる株主総会とか、そういった会場での協議になろうかというふうに思いますので、調整案は新市に、出資は新市に引き継いで合併時はそのままの管理運営を行うと。将来的にもこのままかということについては、それぞれの第三セクターで今後協議がなされるものというふうに思います。

○議長 はい、石川委員。

○石川正運委員 この出資比率を見ましてもですね、確かにいわゆる町村だけが出資、100%の出資というのは1カ所ありますけれども、あとはやはり外部っていいですか、そういうのはあるのは理解できます。だからといってね、こういう現状のまま引き継いで、果して市になってね、これは貢献度、役割というのはわかりますよ。確かに地域活性化だとか、あるいは地場製品の販売とか、あるいは雇用の場、雇用の場っていても、この全体で見ますと231名ですよ、正社員とパートを含

めて。これが0になることはよしとはしませんけれども、こういうことを考えますとね、このことはやはり第三者の出資者がいるからっていわれても、このまま新市に引き継いで、この出資比率、この7つの公社に対しての出資比率は変わらないと思うんですよね。そういう中で本当にこれからね、この7つの施設が盛り上がって黒字に転換するというのはなかなか至難のわざではないのかなと。当然検討するとするならばね、やはり廃止をできるものを廃止をしながら、残すものはどうしてもというのであればそういう議論をしながらね、仕分けをしていくのが当然ではないのかなと。このまま新市に現行どおり運営を移行しますよということ自体がね、私は違うのではないかなと。

もう一つ提案なんですけど、この第三セクターの取扱いについてはね、小委員会なり何なりを設置して議論をしてもいいのではないかなと、こう思いますが、このことに対してお考えをお聞きしたいと思います。

○議長 今、石川委員から第三セクターのことについていろいろと質問がありましたけど、このことについて、まず回答を差し置いてですね、ほかの委員の方々のご意見もあると思いますから、ひとつあと総括的にいろいろと答弁していきたいと、させてまいりたいと思いますが、石川さん、少々答弁をお待ち願いたいと。保留させて下さい。

そのほか、あと第三セクターのことについて。花山の茂泉さん。茂泉委員。

○茂泉文男委員 やっと思いで思い出していただきました。

出資がほとんどは町村にかかわる問題でございます。それで、出資額が多分各町村が筆頭株主であろうと思われる訳です。その場合ですね、この各第三セクターの会社の要するに社長といいますか、代表取締役、それも現行のとおりということでございますか。解釈的にはそういうふうになりますか。新市の市長が筆頭株主ということで社長になるということではないんですか。これはどちらなんですか。

○議長 今、茂泉委員からの質問、このことわかりますか。はい、どうぞ事務局。

○二階堂事務局次長 資料1ページの中段に代表取締役という欄がございます。これは7つのうち6つがですね、定款によりまして総会場で、例えば栗駒高原公社であれば栗駒町長さんとしてではなく大関健一さんとして代表取締役になっているというものでございます。ただ、花山村の地域振興公社、ここは定款で花山村長ということで職名で代表取締役を指定しているという現状でございます。

ですから、新市になった場合どうなるのかというのは、それぞれの総会場で決まるということになるかと思えます。必ずしも市長がなるのかといったことまでは今のところは何とも言えません。

○議長 茂泉委員さんからのやつ、これ確かに難しいところがあるんだと思うんですね。結果的には新市に引き継いだ場合は今各村長なり町長が就任しておる第三セクターの会社については、当然これ市長が社長になっていくのが通例ではないのかなというような気もするんですが、いかがでしょうかねこれは会長の考えでございますが。はい、どうぞ。

○茂泉文男委員 その場合ですね、新市長が社長になった場合、人事権は一身に社長に有する訳でございます。その雇用の場として各地域にある公社の、あるいはセクターの雇用の場として非常に地域経済に大きな影響がある訳でございますが、社長の要するに考え方で異動ということも当然あり得ると思うんですね。そうなりますと通勤先が大分遠くなりますとやめるというふうになりますと、非常にこれもまた地域で雇用した人間が非常に困るという、あるいは地域経済にも非常に響くということ

で、この辺が憂慮されるということでございますが、その点の考え方でやってるかやってないか。そうなった場合ですよ。これはお聞かせ願えればいいんですが、返答できなかつたら、それはよろしいです。

○議長 今の茂泉委員の質問、検討したかどうか。

○二階堂事務局次長 そこまでの検討というのは実際はございませんでしたが、それぞれ経営が別でございまして、例えば栗駒高原振興公社の職員が花山地域開発の方に異動すると、そういったことはないと思います。それぞれ会社が別々でございまして。その中で的人事異動はあろうかと思えますけれども、そういう7つの会社、独立した法人でございまして、そういったことはないのではないかなというふうに思います。

○議長 茂泉委員。

○茂泉文男委員 今、会長が多分新市の社長が、新市の市長が社長になるだろうなということからして私、今そういう質問をしたんですが、それは後でまた……。

○議長 わかりました。確かに難しいところがありました。

そのほかございますか。はい、どうぞ佐藤委員。

○佐藤幸生委員 高清水の佐藤でございます。

今回、この第三セクターの7件でございまして、7つの事業なされておる訳でございまして、先ほどの採算性の問題についてご意見なされた方がおった訳でございまして、栗原市を考えた場合にですね、それぞれの出資団体が設立をして、しかも宮城県におきましても非常に特色のあるこの栗原に、まさに将来さらに発展をさせなければいけないと考えておられるのが、この第三セクターに取り組まれた7つの事業であるというふうに私は解釈をいたしております。特にこの栗原山麓一帯の問題を念頭に入れましたハイルザーム栗駒、そしてまたいこいの村、それから金成町さんにおかれましては温泉を中心とした延年閣、さらにはまた若柳、栗駒、鶯沢町さんの沿線、先ほどまでにぎわしておりましたくりはら田園鉄道のバスの路線化ということで、栗原の将来の発展を考えました場合には、むしろこれをますます発展的にどうこれを採算ベースに乗せていくべきなのかということをおは前向きに考えていく必要があるのではないかと考えておる訳でございます。

そういう意味で、むしろこの管理運営は現行のとおりとするということではなくて、現行のとおりとしつつ、さらなる発展のために全力を傾注をするというような一項があってもよろしいというふうに考えておる訳でございますが、今後ご検討いただきたいということを申し上げさせていただきたいと思えます。

○議長 ご意見ありがとうございました。

それでは、今石川委員さんからいろいろと質問ありましたが、これに回答できますか。（発言者あり）

もう一つですか。はい、では高橋委員。

○高橋光治委員 第三セクターいっぱい出されている中でですね、単独町村もあるというふうに思うんですが、くりはら田園鉄道株式会社の部分についてはですね、5町に関連する内容であるというふうに私は思います。そうした場合に、これらでは関係町村において、石川さんと同じような観点でございまして、小委員会などを組織して検討していくという内容にはならないのかどうか。この点、

石川さんと同じようなちょっと小委員会の関係、私も提起したかったものですから発言させていただきました。ここだけ。違うやつは終わってからにします。

○議長 それら、石川さんと高橋委員の質問、ほぼ似ておりますので、何か事務局の方で考えておる点ありましたら。

○鈴木事務局長 1つ、第1点目、石川委員のお話でございますが、今回の第三セクターの提案については、先ほど担当次長の方から話しましたとおり、町村として出資しているものはそのまま新市においても引き継ぐと。その後の文言も含めてなんですが、それぞれ会社は個別の株式会社となっておりますものでございまして、その会社の運営、将来的な採算等々も含めた部分というのはそれぞれの会社です、決めていくものだというふうに理解してございます。そういうことから、この協議会の中でその会社、個別の会社の運営について検討するというのはちょっとなかなか難しいものだというふうに私は理解してございます。

○議長 千葉委員。

○千葉伍郎委員 今、局長から答弁がありましたので、すぐに立ったんですが、経営の中身までですね、掘り下げて検討するのも一つの方法でありましょうが、特にこのくりはら田園鉄道の問題について資料の2ページに記されておりますように、2のくりはら田園鉄道株式会社の2の公共交通としての貢献ということで平成14年度、平成14年度の実績として21万8,000人が利用しており、公共交通の点からは貢献度が非常に高い。特に沿線の高校生にとっては通学の足として欠かせないものである云々と書いてあります。これとは裏腹に最近くりはら田園鉄道をめぐる問題が社会問題化をされておまして、3年をめぐりにルールからバス転換をすると、こういう話などもちらほら聞かれています。単に鉄道から、ルールからバス転換をするだけに事を済むのではなくて、その出発点はこれだけ評価の高い第三セクターでありながら会社経営からいくと採算が合わないという形で今、廃止の話がちまたに出ている訳であります。ただ廃止をするだけでなく沿線の廃止後の諸設備の整備をどうするのか、その歳出を一体どのぐらいかかるのか、沿線の私たち議会の我々も含めて詳しくは存じておりません。こういう中で年度途中から、3年間の年度途中からであります、新しい新市に引き継いでいくということになりますと、その前段のさまざまなくりでんをめぐりさまざまな問題をどうやって整理をしていくのかというのが私は最大の政治課題ではないのかなと、このように思っております。

文章表現的には、よろしいよろしいということであればいいんでしょうけれども、沿線の住民、沿線の関係議会も含めて新聞報道の範囲以外知っておりません。「新市に移行する」というこの表現だけでは極めてバラ色に書かれておりますので知る人は知ってるけれども、いずれにしたってこれは新しい市に引き継がれていくもんだなあというものがあろうけれども、ところが私たち、このくりでんをめぐり問題というのは、そう簡単なものではないという状況です。ちょっと角度がもしかしたら違うかもしれませんが、私は沿線の関係者による小委員会などに付託をして、この移行時までのプロセスなどについても検討しておく必要があるのではないかとこのように私は思っております。

したがって、ぜひこの取扱い、三セクの特にくりでん問題について、そういう私は考え方を持っておりますので、会長のところで善後策を表明していただければなと、このように思っておるところであります。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。（発言者あり）ちょっとお待ち下さい。石川委員。関連だね。

○石川正運委員 関連です。私もそれぞれの会社でありますからね、会社独自でやることには口を出す気はありません。だが、しかし、例えばですよ、栗駒高原振興公社、出資率は80.8、出資金が8,000万ですね。こういうのをですね、新市においてもこのまま引き継いで、まあそのほかもつとありますよ、7つの施設がありますから。そういう中でやっていくのにね、それぞれの会社だから口出す必要はありませんというはおかしいのではないかと。いいですよ、将来的に出資もゼロにしますよ。本当にその株主で第三セクターがやられるのであれば、私は何も言うことはないと思うんですが、現実そうではないでしょう。このまま引き継ぐということになれば、このまま「はい、わかりました」って理解を求められても、なかなか理解を得ることは私はできないと思うんですよ。ですから、やはり小委員会なりあるいは附属機関なり、そういうのを設置して議論をしていくべきじゃないのかなと、こう思います。どうでしょうか。

○議長 はい、わかりました。藤橋委員。

○藤橋俊五委員 今、石川さんおっしゃるとおり、これはそれぞれの会社でございますから、あなたの会社やめたらいいんじゃないですかと、そういう話はできない、おっしゃるとおりできない訳ですね、法人格がそれぞれありますから。したがって、我々合併協議会委員として一切何も言うなどという、そういう極論は申しません。どういう方向にやった方がいいかという希望なり協議なり、それは意味のあることだと思います。

ただ、直接合併とは関係のないといいますか、別な話じゃないでしょうか。新しい市になって筆頭株主としての新しい市の市長さんなり何なりがそれぞれの会社をどういうふうにもっていくか、そういうことを会社の中、それぞれの法人格の中で議論していただくのは大いに結構でございますし、そういう方法しかない訳ですね。それぞれの法人の決定機関というものが決まっている訳ですから、隣の会社、Aという会社がBという会社に対して「おまえやめたらいいんじゃないか」と。「おまえももっともうける」と。それが言えないと同じように我が協議会としても、この場でそれぞれの会社に対してですね、希望はいいんですけれども、参考意見はそれはいいんですけれども、経営の実態の中身、それをどう決めるかというのはあくまでそれぞれの法人の機関としての意思決定機関ある訳でございますから、小委員会を設けて将来のあり方を検討するというのは、それはちょっと合併の問題とは別じゃないかというふうには私は考えます。

ただ、意見としてですね、どういう方向にもっていきたい、それは意味のあることだとは思いますが、すけれども、ちょっと合併協議とは少しずれる話じゃないかというふうには私は思うんですけれども。

○議長 はい、わかりました。（発言者あり）ちょっとお待ちください。伊藤委員。

○伊藤竹志委員 お言葉ですが、法人、企業というのは単に個人のものだとか、それから自分たちが勝手にやれば経営健全にしなくてもいいんだというものではなくて地域に果たす役割は非常に重要なんです。銀行つぶれた時、俺ん家の銀行だからおら関係ねえべってということじゃないんです。やっぱり政府は介入するし、政治は介入していくんですね。このセクターというのは非常に我々栗原にとって大きな財政的な負担になっているのは、もう事実です。それとこの方向性がはっきりしなければ、やはり合併の問題もやっぱり議論するのは、これは一緒だと思うんです。

ですから、やはり私は石川委員、もしくは高橋委員の方から言われたとおり、これは小委員会でじっくりと今後どうするのかということは十分関与してやる、これもやはり法人に関与するというのも大事な課題だと思います。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。

暫時休憩をします。5分間。

午後 4時00分 休憩

午後 4時05分 再開

○議長 休憩時間が過ぎました。ご着席を下さい。再開をします。

今までいろいろご意見がありました。まず、これね、今後の大きな問題もありますので、委員の皆さんの中でなおまたご意見等があればお聞かせを願って対処していきたいと会長として思いますので。

対処していきたいというのは、今会長の考えとしては、この案件は継続審議にしていきたいという考えです。そして、もう一度町村長、それから幹事会、そういうもので小委員会がいいのか、それともどのようにしていったらいいのか、もう少し時間をかけて検討させていただきたい。その際には皆さん方から頂戴いたしました意見を意見として尊重申し上げながら、町村長、それから幹事会で検討させてまいりたいと思いますが、いかがなものでしょうかね。

そのほかにご意見ありましたならば。中嶋委員。

○中嶋太一委員 若柳の中嶋です。

協議会の先進地視察というところで南アルプスの高原ロッジに先月行ってまいりました。そのとき大分多数の方も行かれたんですが、そのときに私思ったんですが、うちの方の栗原の方の市営になるであろう温泉というか、そういう場所はいいなというふうに思いました。非常に環境はよかったです。夜着いたこともありましたが、なかなか環境がいいくらいで、今ちょっと笑みがこぼれてるような状況の場所でもありました。それから見ますとですね、確かに小委員会を設けて云々とかいう議論もあるかと思いますが、果してその小委員会で一体何を議論するのかなということも感じます。先ほどの委員さんおっしゃったようにですね、各会社の問題ということもありますし、私たち協議会の委員としては、むしろこれらの7つのいわゆる企業をいかにいいものにもっていくかということに議論を集中すべきものかなというふうに思います。経営の根幹にかかわるものに関しては、個々の会社の中での議論でありまして、我々協議会の委員、特に住民委員20人もいる訳ですから、そういった中ではそういった細かい経営の話と違ってよくわからないと思います。私も全然わかりません。そういった中で何を議論すべきかというのは、いかにこの7つ、繰り返しになりますけれども、7つの会社を夢のある会社、そしてよりよい方向に少しでも引っ張っていくということを議論すべきかなというふうに思います。

ですから、ただ今会長が継続審議で小委員会も含めてとおっしゃいましたが、私は個人的にはこの場の協議会の決定でもって承認を諮れば、それでよろしいのではないかなというふうに思います。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。

会長として考えを申し上げて、また皆さんの今度は……。もう一回。はい、どうぞ。

○高橋光治委員 先ほどとは別であります。株式会社金成町地域振興公社延年閣の内容であります。ここに出されてます資料、皆さんのお手元を見ていただければよろしいんですが、金成振興公社の業務内容にはですね、町有バス、スクールバス、ここには幼稚園バスもあるんですが、それから福祉バスの運転業務のほかに配食サービスやデイサービス、延年閣を使ったデイサービスなどもしてるんです。ということは、皆さん会社ですから経営、金銭とかもうけとかという観点でご議論をされるようではありますが、我が金成町の延年閣振興公社というものはまちづくり、行政の一環としてですね、福祉施設としての役目を大いに持っているんであります。これらを別にしてですね、新市構想とか合併とかという議論にはならない訳であります。ですからここには、多分間違いでないと思うんです。配食サービスなどもやってるんですよ。どの時点で調べたかわかりませんが、金成町とはそういうデイサービスなどもやってるという、福祉事業だという捉え方などもですね、ぜひ議論の中に入れていただいて、まちづくりとか関係ないところで金もうけだけやってる第三セクターという捉え方ではないのでありましてですね、ぜひきょうは金成町での合併協議会ですから、ご理解ある、延年閣を利用の拡大まで含めてですね、やっていただきたいものだ。当然入湯税の2,000万円も入ってございますからね。これらも含めましてですね、そういう福祉施設だということもぜひつけ加えて欲しいと思うんですが、この業務内容に。この辺はいかがですか。配食サービスなどはわかっていたんだかどうか確認させて下さい。

○議長 よく分かりました。今いろいろとご意見ありました。確かにそういうふうなご意見もあるだろうし、今いろいろとたくさんのご意見が出た訳ですが、これ事務局なり会長含めて町村長の考えですと、結果的にはこれね、止めるわけにいかない第三セクターの会社なんですよ。合併は3月の14日から始まります。ですからね、これは新市に引き継いでいかなきゃだめな会社なんです、これは。だからここで引き継ぎますよということだけであって、しからばその引き継いだ後のいろんな議論が、議論があります。くりはら田園鉄道、先ほど千葉委員がおっしゃったような大変難しい問題がある。それはそれなりに、まずここ1年間引き継ぐまでいろいろと検討しなくちゃならない問題もたくさんあります。そのほかのいわゆる第三セクターの、いわゆる各町村で行っておるいろんな、いわゆる花山なり、これはね、しからばこれ新市で引き継がない場合、どうなります。そこで中止せざるを得ない。やっぱりこれは新市に引き継いでやっていかないと、この第三セクター、いわゆる延年閣であろうが何であろうがね、経営できないんですよ。ですから、ここではただ引き継ぎますよと、現行のとおり運営は現行のとおりですということにしておいて、そしてその後において検討する分野を検討していくというような方向でもっていかないと、まずこれ1年間ね、やっていくことはもちろん新市に引き継がないとね、これ引き継ぎませんってみんなに言われたら、その会社どうなります。だれがやることになります。(発言者あり)はい。

○高橋義雄委員 若柳の高橋です。

ですからね、今会長が言うとおりで私も思うんですよ。ですから、先ほど高清水の佐藤委員、それから今中島委員がおっしゃったようにね、この文言で私はもし足りないものがあるとすれば、何かつけ加えるものがあるんであればつけ加えて、私はよく分かりません。ですから、今言ったように合併したからといって、これを切って捨てるとか止めるとかって、そういったようなことはできないはずですから、このままでね、この文章で足りない分があれば挿入するというので、これはこれでい

いじゃないですか。それで新市に引き継いでしっかりやると。

そういうことで、私は中嶋さんの意見、それから佐藤さんの意見に賛成ですよ。そのようにしていただいた方がいいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長　　そういうご意見もあります。はい、千葉さんもう一度、じゃよろしくひとつ取りまとめのご意見をひとつ話していただければいいんですがね。

○千葉伍郎委員　　この後の協議項目にもあるから私はあえて言っているんですが、第三セクター全部の業務を云々という言い方じゃないんです。特に栗原電鉄、田園鉄道のですね、新聞で報道されているように3年以内になくすんだと、こういう方向がもう既にあからさまに新聞報道されている訳ですね。そうしますと、今そのまま引き継がなくなっちゃうんだから引き継ぐんだというのはいいんですが、全貌がわからないうちに、いやこれは沿線の関係町村の問題ではございませんかっていう形でこのくりでん問題がクローズアップされる時期が必ず来るんじゃないかというふうに私は思っているんです。

それから、新しい市を作る大動脈、横断大動脈となっているくりでんの位置づけというものは今までも、この後にありますが、地域交通のあり方とは切っても切れない縁がある訳です。栗原郡10ヶ町村で公共交通、くりでんも含めて利用しているのが50万人と言われてますね。50万人のうち、ここに書いてありますように21万8,000人はこのくりでんを利用している。中でも高校生が利用してる。こういう施設が3年後に廃止をしたい、こういう問題が今クローズアップされてるときに、全くこれには新市に引き継ぐのだから手をつけなくたっていいのか、議論しておかなくたっていいのかというと、私はそうではないんじゃないでしょうかなと思ってる訳です。

軽い気持ちで言われているかもしれませんが、この問題はやっぱり高校の再編制と深くかかわってまいります。鉄道とバスでは定時制の問題を含めて全然利用度が違いますので、そういう問題が地域公共交通全体の議論をする際に、このくりでんが位置づけてきた役割というのは非常に大きい。この資料にも書いてあるとおりだと私は思ってるんです。だとするならば、3年後にレールを引っぺがしてバスに転換をするという方針が既にもう新聞報道されておりますが、これに対して全く対応しないままに、とにかく1年、合併はあと1年そこそこで合併の時期が来る訳です。そのときにさまざまな経費の負担を含めてですね、直前になって財政問題に発展していくのではないかという心配をします。ましてや、宮城県も株主として入ってる訳ですから、そういう機関も入れて、この対応策についてあらかじめ検討する。それから、合併の引き継ぎ事項として明確にくりでん問題を、後処理を債務処理も含めてですね、明確にしていくということは、私は極めて大切なことではないだろうかというふうに思いますので。いや、そんなこと全然心配すつこどねということだったら、それはそれで結構ですが、そういうことが想定をされますので、私は少なくとも沿線4町のほかに、6町の皆さんがそんなもの持ってこられては困るということ、いずれにしたって解散するんだから負債整理は沿線4町でやってもらいますよということになりやしないかという心配もあるもんですから、ぜひこの問題については、他のセクターとはかけ離しまして、この問題をそういう立場で議論をしていただけないか。きょうは、会長は「一回持ち帰って」という言い方をされました。ぜひ前向きにそうした取扱いをしていただければ幸いかなと、このように思ってます。

○議長　　いろいろご意見ありました。これなかなか、ここで原案を可とするというふうな方向にも

なかなかいかないと思いますし、今、くりはら田園鉄道、いろいろと話されました。私も社長です。それ以上に心配してるものがたくさんあります。なかなか難しいものがたくさんあるんですね。そういうものも、これはやはり我々4人の町長、それから県を含めて話し合いをしていかなければならないものがたくさんあります。これはもちろん話し合いをして、新市に引き継ぐ場合は引き継ぎ事項をきちんとして引き継いでいくのが当たり前の話であろうと思います。恐らく第三セクター引き継ぐ、このように新市に引き継ぐとなっても、恐らくはその会社会社自体で新市に引き継ぐときには引継書なり条件なり、こういうものをきちんとしてやはり引き継いでいきませんと、新市といえども、これはなかなか受け取れないものであろうと思います。

そういうことからいたしまして、第三セクターの取扱いについては、継続審議にしていきたいと思いますが、皆さんいかがですか。（「はい」の声あり）それでは継続審議にいたします。そして、皆さんのご意見等よく参照にいたしまして、これから町村長、それから幹事会、よく検討させて、また再度提案をさせていただきます。

それでは、協議第31号 第三セクター等の取扱いについては、継続審議としてよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

○議長 それでは、継続審議と決定してまいります。

協議第32号 地域交通事業の取扱いについて

○議長 続いて、協議第32号 地域交通事業の取扱いについてを協議議題にいたします。

このことについてご質疑等ございましたら、お願いいたします。ございませんか。茂泉委員。

○茂泉文男委員 花山の茂泉です。

福祉バスなるものは当村にはあるんでございます。これは路線バスの路線とは関係なく村独自で運行してるバスでございます。これは交通弱者と呼ばれるいわゆる老人とか、あるいは車の持たないご婦人方とか、しかも遠隔の地にあつて診療所とか役場に用足しに来られないという方々のために便利的に運行してる福祉バスがございます。その点につきましては、この項目の中にないようでございますが、これは後でまた別な項目として出てくる問題なんでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長 今の茂泉委員の質問に答弁。事務局。

○二階堂事務局次長 ただ今花山の福祉バスの件についてのお話しでしたが、それにつきましては、福祉事業という取扱いでもって福祉事業関係のところに出てまいります。ここの分野につきましては、条例を制定しております自主運行バスなり補助金を出して運行してるバスについての協議でございます。（「福祉バスは将来ともやるということですか。現行どおりやる方向で考えているんでしょう」の声あり）福祉関係の議案を出す際には、現在の協議の中では現行どおり実施するというところで協議はなされているそうです。

○議長 よろしゅうございますか。（「はい」の声あり）

それでは、地域交通事業の取扱いについては、原案を可としてよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

○議長 ご異議がないようです。協議第32号 地域交通事業の取扱いについては原案を了承するこ

とに決定をしてみります。

協議第33号 国際交流事業の取扱いについて

○議長 続いて、協議第33号 国際交流事業についてを協議議題に供します。

国際交流事業について、ご質疑等ございましたらお願いします。よろしゅうございますか。（「はい」の声あり）それでは、協議第33号 国際交流事業については原案を了承するというところでよろしゅうございますね。

（「異議なし」の声）

○議長 それでは、協議第33号 国際交流事業については原案を了承することに決定をしてみります。

以上で、本日の協議案件は、協議第31号 第三セクター等の取扱いについては継続審議をすることによって全部協議が終了いたしました。

6. 提案事項

○議長 ここで提案事項についてをこれから協議いたします。

この提案事項、協議第6号の2 新市の名称についてから協議第34号 財産の取扱いについて、協議第35号 農林水産関係事業（その1）について、協議第36号 一般職の職員の身分の取扱いについてということで、これは次回の協議会で協議をいたしますが、まずここで協議第6号の2 新市の名称について、これは小委員会に付託をして今日まで参りました。結果的に小委員会の方から会長あてに報告がございました。そういうことで、これは切り離して、まずここで皆さん方にご説明を申し上げて、次回に協議をしてみたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

協議第6号の2 新市の名称について

○議長 それでは、協議第6号の2 新市の名称について。

まず、事務局の方から簡単に説明をいたさせます。事務局。

○鈴木事務局長 新市の名称の部分につきましては、第3回の協議会で小委員会に付託されておりました。冒頭で挨拶で会長が申し上げたとおり、12月の5日の日に小委員会の報告が会長あてになされております。

そういったことで、議案については、提案理由につきましては括弧書きで、まだ示してございませんが、1ページ目、新市の名称検討小委員会報告書ということで5日付委員長より報告がございました。

新市の名称検討小委員会報告書

平成15年8月28日の第3回栗原地域合併協議会において付託決定された新市の名称の第1次選定について、下記のとおり報告します。

記

新市の名称の第1次選定結果：以下のとおり

新市の名称候補 北宮城市
くりこま高原市
栗原市
くりはら市
すばる市

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫 殿

平成15年12月5日報告

栗原地域合併協議会

新市名称検討小委員会

委員長 白鳥文雄

ということで提出されております。

○議長 今、局長から説明したとおり、委員長から協議会長あてに報告がありました。この機会でございますので、小委員会の会長の方から皆さんにこれまでの審議経過等についてご報告をさせたいと思いますが、いかがでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、白鳥委員長報告をして下さい。

○白鳥文雄委員長 それでは報告します。新市の名称検討小委員会の白鳥文雄です。それでは報告いたします。

新市の名称検討小委員会の設置月日ですけれども、平成15年9月11日に設置されました。

目的、それから付託事項とありますが、新市の名称としてふさわしいと考えられる名称を5種類程度選定するという作業を付託されました。

委員の構成ですが、10名。学経委員さん方、顔ぶれは以下の欄に載っております。

大きな2番にいて新市の名称検討小委員会の開催概要ということで、第1回目が9月21日、築館町役場で行われました。このときの協議の内容ですが、1つ目として役員を選出、2つ目として新市名称候補の選定基準等の確認ということで、る事務局の方から説明をいただきました。それに対して若干の質疑がありました。

3つ目として、今後のスケジュールということで下に囲っております、このような手順で進めようというスケジュールを確認しました。これが第1回目の委員会の協議内容で、第2回目が12月の5日、築館合庁で行われました。

この第2回目の協議の内容ですが、新市の名称の公募の結果について、まず事務局から報告をいただきました。応募総数が1,784件、うち有効件数が1,726件。有効分における種類が520種類ありました。それから住所別、年代別、男女別、応募方法の別等の説明をいただきました。その後新市名称の候補の検討ということで事前に10名の委員さん方にそれぞれ5点ずつ候補となる名称を選んでいただいて、それを集計したのがこの表でございます。合計で24点になりました。この24点の中から12月5日の日に委員さん皆さん方で検討し、5つを絞り出したという経過です。

5点を選ぶ場合に注意した点についていいですか、お互いに確認した点としては、この栗原郡にとってふさわしい名称、それから対外的にもわかりやすく通用し得る名称、そういったことなどを踏まえながらの5点の絞り出しということになりました。応募数もある程度参考にはしましたが、応募数の多い順ということにはなりませんので、ご了承いただきたいと思います。

それぞれ絞り出しの作業のときの協議のところでのいろいろ皆さんから出た意見などは資料にお出ししたようにいろいろありましたので、これは皆さん目を通してご覧になっていただきたいと思います。

これらの意見等を踏まえながら協議をした結果、最終的に、北宮城市、くりこま高原市、栗原市、平仮名くりはら市、平仮名すばる市、この5点に選定をいたしました。

以上、栗原地域合併協議会新市の名称検討小委員会における協議経過報告といたします。以上です。

○議長 わかりました。委員長さん、大変ご苦労さんでございました。

それでは、この協議6の2について、今選定いたしました経過等説明がありました。新市の名称を決定するということになる訳でございますが、これは次回の第10回の協議会の際に決定をするということで、これを各委員持ち帰っていろいろと検討していただきまして、10回目の協議会の際に、これを5つのうちから1つを選定するという場合、これを投票でやるのか、みんなのご意見でもって決めていくのかということについては、また次回の委員会でもって論議していきたいと思いますが、それまでに皆さんのお考えをきちんと考えていただいて協議会に出席していただくというような方向でいかなるものでしょうかね。何かご意見ありますか。（「なし」の声あり）なしね。

それでは、以上の内容で、これは次回の第10回の栗原地域合併協議会の際に、この新市の名称を決定するということをご了承下さい。

協議第34号 財産の取扱いについて

協議第35号 農林水産関係事業（その1）について

協議第36号 一般職の職員の身分の取扱いについて

○議長 続いて、協議第34号、協議第35号、協議第36号は一括議題にいたしまして、事務局の方から説明をいたさせます。説明して下さい。

○二階堂事務局次長 それでは、協議第34号 財産の取扱いについてをご説明をいたします。

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年12月11日

栗原地域合併協議会

会長 菅原郁夫

調整案でございますが、10町村の所有する財産、公の施設及び債務は、全て新市に引き継ぐものとするという調整案でございます。ここで「全て」というものは、正の財産も負の財産も全てということでございます。

なお、新市に引き継ぐというものにつきましては、これから資料を説明する訳ですけれども、1ページ以降の資料につきましては、平成14年度末の数値でございます。当然平成15年度・16年度

と各町村とも行政運営をしていく訳ですから、その数値が若干動くということもある訳です。よって、新市に引き継ぐというのは、いわゆる合併直前の財産を新市に引き継ぐという意味合いでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは1ページ、資料の1ページをご説明いたします。

今申し上げましたとおり、左上にあるとおりですね、数値は企業会計を除く平成14年度末の数値でございます。このページは行政財産、普通財産、公有自動車、有価証券及び出資、基金、地方債、債務負担行為の支出予定額と区分をいたしました総括表でございます。詳しくは2ページ以降で説明をしたいと思ひますので、次のページをお開きいただきたいと思ひます。

まず、行政財産の部分ですが、この財産につきましては、公共団体が事務事業を執行するために使用することを目的といたしました財産や住民が共同利用する公の施設のことでございます。いわゆる庁舎であるとか消防施設、公営住宅、公園、学校、こういったものの土地の面積、建物面積をまとめたものでございます。

普通財産、その下に普通財産がありますが、普通財産というのは行政業務に使用していない土地、建物、いわゆる田畑山林、こういったのを地目ごとにまとめたものでございます。

これら10町村の行政財産と普通財産を合わせた平成14年度末の面積が、右下にありますとおり、土地では4,522万1,000平方メートル、建物では約47万8,000平方メートルという現状にある訳です。先ほども申し上げましたが、15年・16年の行政運営の中で若干数字が動く可能性もあるということでご了承をお願ひしたいと思ひます。

次、3ページが公有自動車でございます。公有自動車は乗用自動車から下の特殊車両まで、それぞれ区分ごとの各町村の状況でございます。合計で右下にございますが、559台。うち30台がリースという各町村の状況になってございます。

続いて、4ページが有価証券・出資・出捐金等でございます。

まず、株券でございますが、株券につきましては、仙台銀行以下14社に対する株券を所有をしているという状況です。社債券は日本電信電話株式会社1社の社債券でございます。その下、出資金につきましては、宮城県農業信用基金協会以下14団体に対して出資しているという状況でございます。次、5ページが出捐金でございます。これは寄附金に近い性格を持つ出資でございます。宮城県勤労者いこいの村以下18団体に対して行っております。その方が債権。商工債債権でございますが、七十七銀行の商工債以下9団体への貸し付けを行っているという状況です。その下、預託でございます。これは共同事務を国保連合会に委託する上での事務事業運営のために各町村でお金を出し合ったものということで2件の預託をしているという状況でございます。

以上、有価証券・出資・出捐金等の合計が、右下にございますとおり、約18億4,000万という状況でございます。

次が、6ページが基金でございます。基金は財政調整基金を初めといたしまして、次のページまで54種類ございます。平成14年度末の基金残高が7ページの右下にありますとおり、約135億円という状況でございます。

次が、8ページが地方債・債務負担でございます。地方債につきましては、いわゆる公共団体の借金でございます。一般公共事業債を初めといたしまして合計で21種類、約495億4,000万と

いう地方債が残高としてございます。その下の債務負担行為ですが、これは例えば自動車のリースとかコピー器械のリースなど、複数年にわたって契約をして支出をしていくというものでございまして、15年度以降の支出予定額というものが右下、下から2番目ですが、約144億5,000万。地方債・債務負担行為合わせますと、約640億という状況になってございます。

9ページからは企業会計部門でございます。これまでは一般会計・特別会計部分ですが、9ページからは企業会計部分ということで、9ページは上水場事業の財産の状況でございます。その次、10ページが企業会計のいわゆる病院事業財産についての状況ということでございます。参考資料として、11ページ、基金の統合等についてまとめた資料を添付してございます。

統合する基金のうち積立基金と定額運用基金と2種類ある訳ですけれども、上の積立基金の部分についてご説明をいたします。ここには7種類の基金ごとに平成14年度末の基金残高をまとめたものでございますが、一つのルールをもって統合したいという基金でございます。

まず、一番上の財政調整基金でございますが、これにつきましては、健全な財政運営を図るための基金という性格のものでございます。これは一般的には標準財政規模に対して10%の額が理想だというふうに言われておる訳でございますが、各町村の運用計画なり財源確保努力を考慮いたしまして平成14年度末の財政標準規模に対して原則6%以上の額を持ち寄ってはどうかといった協議がなされております。

その次の減債基金というのは、町の借金、町債の償還に必要な財源を確保するための基金でございます。起債償還のために普通交付税に算入されてきた基金のうち、これは平成16年度末までの未償還分、いわゆるルール分という言い方をしますが、その部分を持ち寄ってはどうかといったことで協議をしてございます。

次の福祉基金ですが、これは高齢化社会に対応した施策を推進していくための基金でございます。これも一つのルールを設けまして、これは平成3年から平成5年において普通交付税の基準財政需要額に算入された部分がございます。その部分の30%は持ち寄ろうということで協議がなされてございます。

次の21世紀の田園文化創造基金でございますが、これは緑豊かで活力ある田園形成のための地域活動の強化支援を図るための基金ということで積み立てられているものでございます。これは普通交付税措置がされた1,000万という額がある訳ですが、その部分は持ち寄ろうということで協議がなされてきました。

次が国民健康保険財政調整基金でございます。これは国民健康保険事業の健全な運営、財政運営を図るための基金でございます。これもルールを設けまして、原則として県の指導保有額というのがある訳ですが、いわゆる14年、15年、16年と、16年度は見込みになる訳でございますけれども、16年の3カ年の平均の保険給付費の15%を持ち寄ってはどうかといったことで協議がなされてきました。

その次、簡易水道事業財政調整基金でございます。これも同じように簡易水道事業の財源を確保するための基金というものでございまして、これも各町村の事業計画内の運用でございます。そういったことから合併時まで現計画どおり運用いたしまして、平成16年度末の残額を持ち寄ってはどうかということでございます。

最後の介護保険財政調整基金でございますが、これは介護保険事業の財源を確保するための基金というものでございます。これも簡易水道と同じように計画どおりの運用をした上で平成16年度の残額を持ち寄ってはどうかといったことでこれまで話し合いがなされてきたところでございます。

その下に定額運用基金がありますけれども、これら5つの基金につきましては、それぞれ残高を持ち寄って統合したいというものでございます。

次、資料の12ページが継続する基金ということです。これは各町村ともそれぞれ個別の目的を持って積み立てをしてきた基金でございます。それぞれ個別の目的ということからですね、そのまま新市でも継続をしていきたいという基金でございます。

以上、基金の平成14年度末の残高が一番下にありますとおり、総合計で約119億という状況になってございます。

最初にも申し上げましたが、土地の面積と同じように基金についても、これはあくまでも平成14年度末の数値でございますので、15年・16年とそれぞれ各町村財政運営がある訳ですから、一つのルールをもって持ち寄るものや、合併前の残額で持ち寄るものがあるという内容になってございます。

続いて、資料の13ページですが、8ページで各町村の地方債残高の説明をいたしました。全部が借金と、一言言えば借金な訳ですけども、上の表はですね、平成14年度の地方債残高に対して交付税として算入される額がある訳です。その残りが単独一般財源から払う分というふうな見分け方をする訳ですが、それぞれこの表のとおりですね、交付税算入額分と一般財源分があるという参考資料でございます。

また、その下の表ですが、ここにつきましては、14年度末の現在高を平成12年の国勢調査の人口で割った場合、参考に1人当たりにした場合の地方債残高がどのくらいになるか、うち一般財源の部分の1人当たりの金額がどれくらいになるかといったことで参考として資料を添付したものでございます。

以上、財産の取扱いについてご説明を終わります。

○議長 財産の取扱いについての説明が今終わった訳ですが、これも次回に皆さんでご質疑を承るということにしていきたいと思います。

今、説明の中で、これは平成14年度末というふうなことでの説明がたびたび行われました。ですから、いわゆる財産の中では合併するまでの間には相当、「若干」という言葉でありましたが、いろんな山林なり原野なり、こういうものをそれぞれの町村で処分をするというふうなことも中にはあると思います。そういうものは処分をした後で新市に引き継ぐと。ですから、これは状況が変わってくるということですから、その辺はひとつご了承下さい。ですから、いろんな普通財産なり等の処分は合併までに処分をした後で新市に引き継いでいただくというふうなことでご了承下さい。

以上、財産についての説明を終わります。

次は、35号 農林水産関係事業（その1）についての内容の説明をいたします。

○千葉事務局次長 協議第35号 農林水産関係事業（その1）についての調整案でございます。

農林水産関係事業（その1）について、次のとおり提案する。

平成15年12月11日

栗原地域合併協議会

会長 菅原 郁夫

調整案でございます。

1. 農業振興地域整備計画並びに地域関連計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな計画を策定する。
 2. 農業振興施策及び農地流動化に係る各種事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。
 3. 水田農業経営確立対策については、国の施策の動向により地域性を考慮し、新市において調整するものとする。
 4. 園芸振興対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。
 5. 標準小作料については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
 6. 各種制度資金の利子補給については、合併時まで調整する。ただし、合併前までに決定した利子補給については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
 7. 酪農・肉用牛生産近代化計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな計画を策定する。
 8. 畜産振興施策及び各種関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。
 9. 森林整備計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな計画を策定する。
 10. 林業振興施策及び各種関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。
 11. 内水面漁業振興施策及び各種関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。
 12. 有害鳥獣駆除については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するものとする。
- という調整案でございます。

資料の方でございますが、1ページ目お開き願いたいと思います。

初めに基本計画等でございますが、農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化促進事業基本構想、それから地域農業マスタープラン、農業振興計画という策定状況を載せてございます。これらにつきましては、各町村それぞれ計画を策定し、計画に基づいて事業を実施してるところでございます。現行のとおり新市に引き継いで新市において策定するというものでございます。

それから、2番目の農業振興施策及び農地流動化に係る各種事業につきましては、1ページ目の後段になりますが、振興協議会等の状況、それから農用地利用集積推進事業の現況、それから認定農業者等育成支援事業の各町村の現況ということで資料の方には載せてございます。

それから、引き続き2ページ目裏面でございますが、2ページ目の前段におきましては、経営対策体制整備推進事業、それから経営改善支援活動事業、生産組織等の状況ということで各町村の現況を載せてございます。これらにつきましては、現行のとおり新市に引き継ぐものとして新市において調

整ずるとした調整案でございます。

それから、3といたしまして水田農業経営確立対策推進事業でございますが、現在の各町村の転作率及び指導推進の内容ということで載せてございます。現在は面積の調整をする形になってございますが、今後、米政策大綱によって自主的判断により生産量で調整するという方向になっている状況でございますが、まだ具体的な内容が示されてございません。各地域ごとに米の生産量にも相違がございますことから、国の施策の動向により新市で調整したいとする調整案にしております。

それから、4つ目の園芸振興対策推進事業でございます。現在、各町村で実施している事業名を載せてございますが、園芸振興対策につきましては、農業基本構想などに基づいて行っている事業でございますので、各町村でさまざまな事業を実施しております。これら事業につきましては、現行のとおり新市に引き継いで新市において調整するというところでございます。

それから、5番目に標準小作料ということで、現在の各町村の田、それから畑別の標準小作料ということで3ランクに分けて載せております。この小作料につきましては、群内で一定の基準を設けて、それから地域の実情によって小作料を定めているという現状でございます。これは3年ごとに郡内一斉に改定を行っているところでございまして、この次の改定につきましては、平成16年の12月ということでございまして、平成17年1月からの適用という予定になってございます。したがって、新市において調整するという調整案でございます。

それから、次のページ、3ページ目でございます。6番目といたしまして制度資金の利子補給につきましてでございます。現在、各町村で取扱っている資金の利用状況、それから利子補給率を載せてございます。制度資金につきましては、国県制度にのっとり実施しているもの、それから町単独のものもございます。その利子補給につきましては、県と町村で半額補助しているもの、それから町単独で補給しているもの、それから農協と半分ずつ補給しているものなどさまざまございます。町単独のもの、それから農協等で実施している利子補給につきましては、利子等も含め合併時まで調整ずるとした調整案でございます。それから、合併前に貸し付けされた資金の利子補給につきましては、現行のとおり指針に引き継ぐということでございます。

それから、4ページ目、7番目でございますが、酪農・肉用牛生産近代化計画につきましては、策定年と目標年次ということで資料の方に載せてございます。この計画につきましては、畜産振興の柱となるものでございますので、新市において早急に策定するというような中身になってございます。

それから、8番目の畜産振興対策及び関連事業につきましては、各町村で実施している事業ということで家畜防疫対策事業、それから畜産環境保全事業、家畜導入等対策事業、それから高齢者（老人）等牛飼事業などについて各町村の現況ということで掲載させていただいております。畜産振興及び各事業につきましては、地域性により各町村さまざまな事業を実施しております。継続中の事業もでございますことから、これらの事業については現行どおり新市に引き継ぐとしたものでございます。

それから、5ページ目でございます。9番目といたしまして町村森林整備計画ということで各町村の計画策定の状況、それから計画確定状況を載せてございます。この計画につきましては、各町村で平成11年度から21年度までの期間で策定されておりますが、林業振興の柱となるものでございます。新市において新たな計画を策定ずるとした調整案でございます。

それから、10番目の林業施策及び関連事業でございます。これにつきましては、造林、それから林道整備事業の各町村の事業内容ということで資料の方に載せさせていただいております。それから、次のページ、6ページになりますが、こちらの前段の方に2)といたしまして森林病虫害の防除対策ということで、この計画、それから内容などを載せております。これらの事業のうち造林及び林道整備事業につきましては、地域性によって大きな相違がございます。それから、森林病虫害防除につきましては、松くい虫の被害による伐倒駆除がほとんどでございます。これらの事業につきましては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整とした調整案でございます。

それから、中段、11番目といたしまして内水面漁業振興につきましては、築館町、それから若柳町、花山村で実施してございます。各町村の事業内容ということで掲載させていただいております。これらの内水面漁業の各事業につきましても、現行のとおり新市に引き継ぐとした調整案でございます。

それから、最後、12番目の有害鳥獣駆除についてでございますが、各町村申請方法及び許可状況などを載せてございます。駆除については、県の要領に従い実施している事業でございます。内容に各町村の若干の相違がございます。有害鳥獣駆除については、現行のとおり新市に引き継いで新市において調整とした調整案でございます。

以上でございます。

○議長 はい。ただいま農林水産関係事業（その1）ということで説明いたしました。これも次回に審議をいたします。どうぞ持ち帰って、各員の皆様方ご覧になりながら次の協議会でいろいろとご質疑等伺ってまいりたいと思います。

続いて、協議第36号 一般職の職員の身分の取扱いについての説明を求めます。

○濁沼事務局次長 それでは、協議第36号 一般職の職員の身分の取扱いについて説明させていただきます。

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年12月11日

栗原地域合併協議会

会長 菅原 郁夫

調整内容です。

- 1 合併市町村の一般職の職員である者については、全て新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。
- 3 職名及び職務内容については、人事管理の適正化の観点から合併時まで調整するものとする。
- 4 職員の給与については、適正化の観点から新市において調整するものとする。

という内容であります

1ページをお開きいただきます。1ページは総務専門部会人事分科会で意見調整されました集約内容と、その参考事項であります。

参考事項内容は、現在の10町村の各部門ごとの職員数を町村対比し、あらわしたものであります。ご覧のように、ことし10月1日現在の町長部局に議会事務局、選挙管理委員会、監査委員会、教育委員会部局や水道企業部局、農業委員会部局を含めた10町村の職員数は条例定数1,563名

に対し、1,317名の職員数となっております。この中で若柳町、栗駒町の2町が200名を超えた職員数となっておりますのは、両町とも国保病院部門の職員数を含めているためであります。また、水道会計の企業職員を持っている町村は築館町、若柳町、栗駒町、瀬峰町、志波姫町の5町で28名となっております。

2ページをお開きいただきます。2ページは10町村の職名・職階級を表したものであり、下段は職階級ごとの職員数を表したものであります。7級・8級の課長職の職員数は10町村で147名となっております。下段は職員の身分にかかわる関係法令の抜粋状況であります。

以上で、説明を終わります。

○議長 はい。ただいま協議第36号で一般職の職員の身分の取扱いについての内容を説明いたしました。これらについても、次回の協議会の際に皆様方からご意見を承ってまいりたいと思います。

以上で、次回に提案をいたします案件、提案事項、協議第6の2から36号まで4ヶ件について説明が終わりました。これらの質疑は次回にしていきたいと思います。よろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

7. その他

○議長 それでは、一応本日の提案されました案件については、以上で終わる訳ですが、7番その他ということに入っております。

ここで事務局の方からその他の事項、何かありましたら説明して下さい。

○鈴木事務局長 その他ということなんでございますが、1つは次回の日程の確認でございます。次回、第10回につきましては、12月の25日若柳町のドリームパールで午後2時から開催してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、もう一点ほどなんですが、ただ今からお呼びする委員さん方につきましては、ちょっと連絡事項がありますので、ちょっとこの場にお残りいただきたいということがございます。長谷川厚子委員さん、三浦徹也委員さん、千葉久委員さん、佐藤幸生委員さん、山村喜久夫委員さん、大内朗委員さん、飯田明委員さん、白鳥一彦委員さん、中鉢泰一委員さんということで、大変恐縮ですけども終わりましたら……(発言者あり)

ただ今お呼びしたのはですね、先日お示ししました農業委員会委員の定数等の検討委員会のことで委員にご委嘱予定だということも含めまして諸連絡がございますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長 それでは、その他についても終わりました。

8. 閉 会

○議長 ここで閉会をしてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 はい。それでは閉会について、事務局。

○事務局　　どうも大変ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして築館の千葉副会長から閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

○千葉副会長　　きょうは午後の2時から長時間にわたりまして合併協議会の難しい問題をご審議いただきました。特に協議第31号 第三セクター等の取扱いについては、ここで結論が出ませんでしたので、継続審議ということになった訳でございます。この問題はいろいろ考えてみましても非常に難しい問題があるんですが、これを乗り越えていかなければ合併協議というものが完結しない面もございますので、休んでいる間に十分お考えいただきまして有益なご意見をこの次、ご意見を頂戴したいというふうに思っております。

時間は5時を若干経過した訳ですが、だんだんと日が短くなりまして夜中まで会議してたような錯覚も覚える訳ですが、どうぞきょうの協議会のお疲れを各家庭で十分に取っていただきまして、おいしい酒を飲むとかなにかということで「百葉の長」という人もいると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

どうもご苦労さまでした。

午後5時08分閉会